

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大の防止について迅速かつ実効のある措置を期するため、災害応急対策責任者（市長、教育長、市の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めるものであって、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 4 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 6 避難生活及び情報提供活動に関する事項
- 7 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 8 保健衛生・防疫、遺体の対策に関する事項
- 9 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 10 ボランティアの受入等に関する事項
- 11 文教計画に関する事項
- 12 事前措置に関する事項
- 13 応急公用負担に関する事項
- 14 災害救助法適用に関する事項
- 15 主な災害の特質及び対策に関する事項

第2節 災害発生直前の応急対策

第1項 組織・動員計画

1 方針

災害応急対策に対処するために必要な防災組織の整備、所要要員の配備動員等について必要な事項を定め、災害応急対策の推進に万全を期する。

2 災害応急組織の基本原則

- (1) 災害応急対策は、原則として災害応急対策責任者において、それぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。
- (2) 災害応急対策の実施に関する総合調整は、市災害対策本部において行う。
- (3) 市における応急対策の分掌は、三次市行政組織条例（平成16年条例第7号）、三次市行政組織規則（平成16年規則第3号）及び三次市教育委員会組織規則（平成16年教委規則第5号）の定めるところにより行い、その総合調整は、三次市危機管理監危機管理課において行う。

3 市の配備・動員体制

(1) 配備体制

災害の発生又は発生のおそれがある場合において、被害発生の未然防止及び災害応急対策を実施するための体制について定める。

- ア 夜間及び休日の時間外における情報収集・連絡体制を危機管理課に整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。
- イ 災害の発生又は発生のおそれがある場合において、応急対策を推進するため、次の3つの体制によって対処する。

表 三次市の配備体制（地震災害時を除く）

配備体制	体制の主な活動内容
注意体制	○防災のための警戒を図るため情報を収集し、状況により速やかに高度の配備体制に移行できる体制 ・主として情報収集及び連絡活動
警戒体制	○事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行する準備を行う体制 ・主として情報収集及び連絡活動に加えて、災害予防及び災害応急対策
非常体制	○災害に対処するための災害対策本部を設置した体制 ・全局的に、情報収集、連絡活動災害予防及び災害応急対策を実施

(2) 配備体制の発令基準

地震災害を除く市の配備基準は次のとおりとする。

表 三次市防災体制の配備基準（地震災害除く）

配備体制	洪水及び 土砂災害	洪水及び土砂災害以外の 風水害	その他
注意体制	警戒レベル2 (水防準備)	<ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報、洪水注意報以外の注意報が発表され、市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 市長が火災警報を発令している場合で、乾燥注意報、強風注意報が発表され、市長が必要と認めたとき その他、市長が必要と認めたとき
警戒体制 【災害警戒本部】	警戒レベル3 (水防体制)	<ul style="list-style-type: none"> 大雪警報、暴風雪警報が発表されたとき 大雨警報、洪水警報以外の警報が発表され、市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 相当規模の火災、爆発又は事故等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市長が必要と認めたとき その他、市長が必要と認めたとき
非常体制 【災害対策本部】	警戒レベル4 (水防本部)	<ul style="list-style-type: none"> 暴風警報が発表されたとき 暴風雪、大雪に係る特別警報が発表されたとき 市の全部又は一部が台風の暴風圏内に入ることが確実と予測されるとき 	<p>■林野火災</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めたとき 火災の鎮圧の見込みが立たず、かつ、市民の生命、住宅又は公共施設に相当の規模に及ぶ被害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な火災、爆発又は事故等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市長が必要と認めたとき 災害応急対策のため、自衛隊の派遣を要請したとき その他、市長が必要と認めたとき

(3) 動員の伝達方法

ア 市の動員体制

各配備体制における地震災害を除く市の動員体制は次表のとおりとする。

災害対策本部員は、災対法第23条の2第3項の規定に基づき別途任命する。第1非常配備要員、水防準備配備要員についても別途任命する。

なお、後述する災害対策本部の班のうち、排水ポンプ場班、水替作業連絡班は、地域の地理に精通した経験者を、救護班（避難所）は、地域の避難所に精通した者を考慮して任命する。

表 三次市の動員体制

配備体制	動員体制の概要
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務時間内 <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課員 ○勤務時間外 <ul style="list-style-type: none"> ・本庁：第1非常配備要員のうち、3人 ・支所：各支所長が状況に応じ対応できる職員を動員
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○水防本部及び災害対策本部の各部の部長 ○水防準備配備要員から、各部の部長が必要とする要員（各部最低5人以上） <ul style="list-style-type: none"> ・災害の形態及び規模等によって対処する ○避難所班要員から、担当部長が必要とする要員 ○秘書広報課長、広報担当職員
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の全部員 <ul style="list-style-type: none"> ・本部長（市長）、副本部長（副市長）、教育長 ・7部構成

(ア) 平常執務時の伝達

前記の配備基準により、危機管理監から各職員及び消防部長に口頭・電話等により伝達し、配備区分により諸般の配備を行うものとする。

伝達系統は次図による。

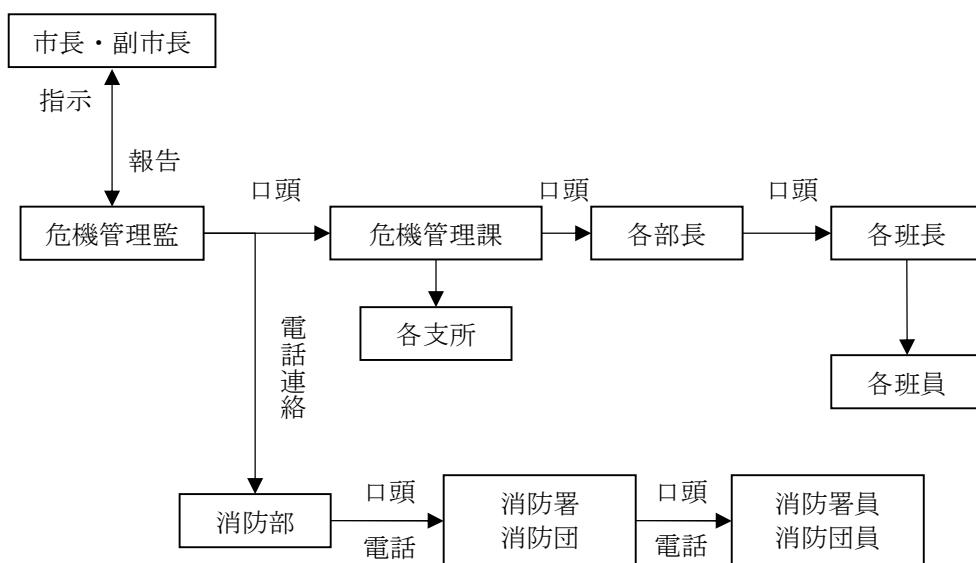


図 平常執務時の伝達

(イ) 休日又は退庁後の伝達

a 退庁後における各班員の連絡方法

各部長は部所属の各班員の住所及び連絡方法を把握しておき、直ちに動員できる措置をとるものとする。

b 宿直者による非常伝達

宿直者は、次に掲げる情報を察知したときは直ちに危機管理課（危機管理係）に連絡するとともに所要の措置について指示を受け措置する。

- (a) 災害の発生の恐れのある配備基準に合致する気象情報等が関係機関から通報され、緊急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (b) 災害が発生し緊急に応急措置を実施する必要があるとき。
- (c) 災害の発生の恐れのある異常現象の通報があったとき。

伝達系統は次図による。

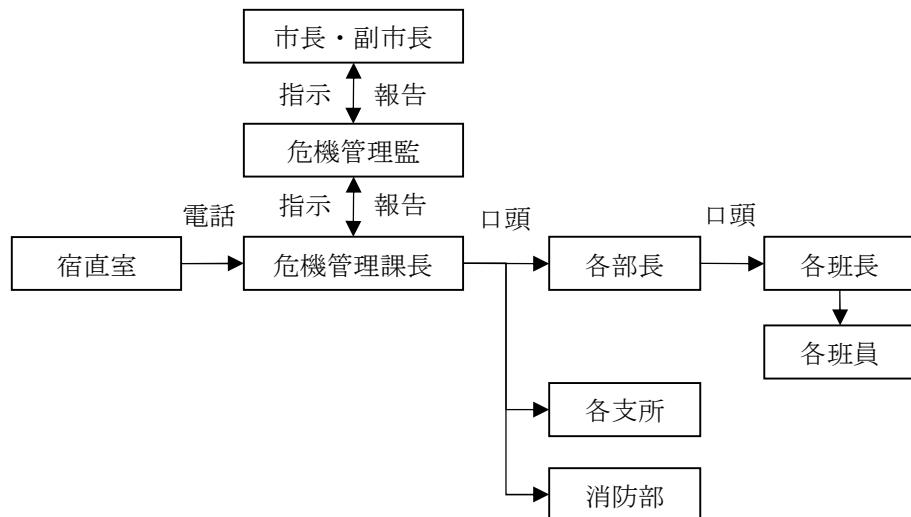


図 休日又は退庁後の伝達

イ 職員の召集、出動

(ア) 召集

各部長・課長（部長・班長）は配備命令を受け、又は配備体制をとる必要があると認めたときは直ちに防災体制の配備区分並びに編成に従い、それぞれの班員を召集し防災活動に支障をきたさないようにしなければならない。

- (イ) 出動の命令を受けた各部長・各班長は、あらかじめ状況に応じて定めた体制により、班員を指揮して防災業務を遂行しなければならない。
- (ウ) 本庁から支所に動員された要員の指揮は支所長が執行する。
- (エ) 配備に対する職員の心構え

- a 職員は、あらかじめ定められた、災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟しておかなければならぬ。
- b 職員は災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ、テレビの視聴、所属の連絡責任者等への電話照会等によるほか自ら工夫してその災害の状況、水防警報の発令、配備命令等を知るよう努めなければならない。
- c 職員は、災害が発生し、又は災害の発生するおそれが強いときは水防命令その他配備命令がない場合であっても状況によっては所属長と連絡をとってすんでその指揮下に入るよう努め、又は自らの判断ですみやかに部署に参集し防災活動に従事するものとする。
- d 万一被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によても定められた配備部署につくことが不可能な場合は、通信連絡により所属長又は本部の指示を受けることとし、それも不可能な時には、最寄りの支所・現地連絡所に参集し、

関係する部班長の指示により、防災活動に従事しなければならない。

(オ) 他機関に対する応援要請

災害対策に従事する要員が市内で確保出来ない場合は、他の市町村及び関係機関に応援を要請する。(参考 第4節第2項「相互応援協力計画」)

(カ) 他機関への応援

他市町村から応援の要請があった場合は、相互応援協定に基づいて、速やかに要員を出動させ要請に協力する。

(キ) 消防団の出動体制

消防団の出動体制は、消防計画(別編「消防計画」)による。

4 災害警戒本部

(1) 設置の基準

前記の配備基準により設置する。

(2) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織は次のとおりとする。

ア 災害警戒本部長は副市長、副本部長は教育長及び危機管理監をもって充てる。

イ 災害警戒本部の本部長が指揮を執ることが困難な場合は、副本部長(教育長)が指揮を執るものとする。

ウ 災害警戒本部の構成は、後述する災害対策本部のうち、医療部及び消防部を除く構成とする。消防部は本部長の要請により参集する。

エ 災害警戒本部の配備要員は、災害対策本部要員の部長及び各班長、各部長が予め指名する職員とし、各部最低5人以上とする。総括部は総括班、情報連絡班、広報公聴班、庶務班、調達輸送班の担当職員が参集する。現地対策部は副部長をあわせて参集する。

厚生部は、避難所班担当職員が参集する。

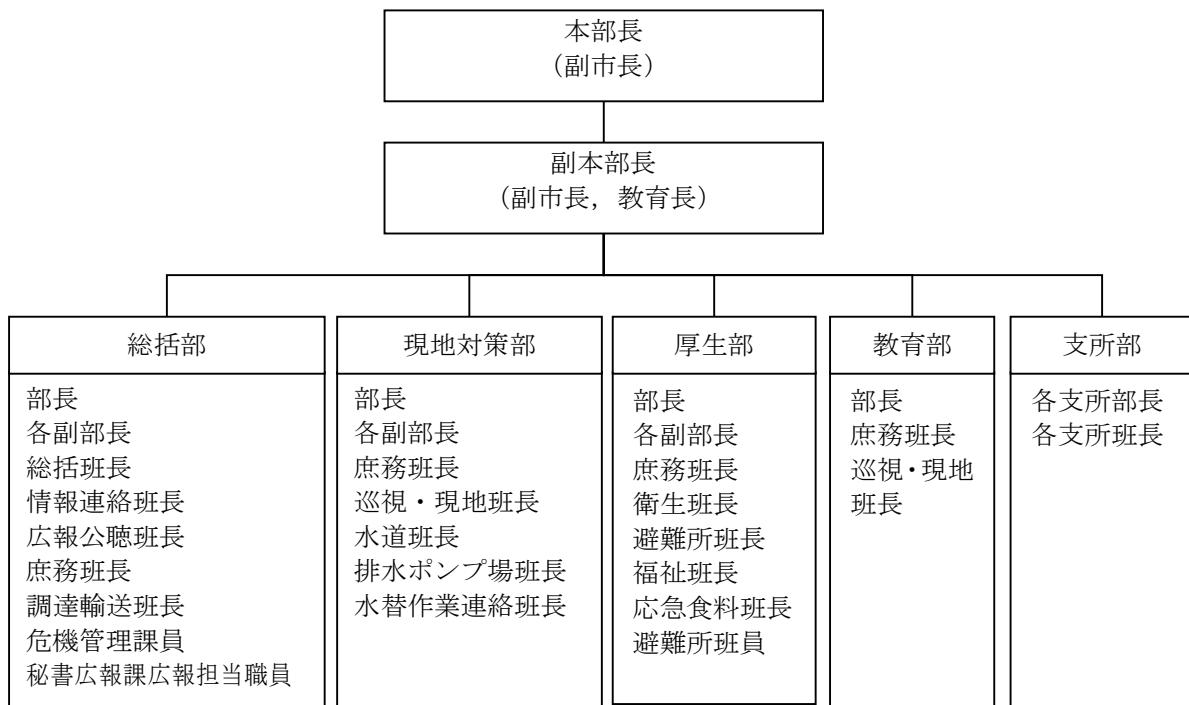
オ 災害警戒本部における業務及び事務分掌は、災害対策本部と同様とし、非常体制への移行準備を図るものとする。

(3) 災害警戒本部の設置場所

本部の設置場所は、庁舎本館3階会議室とする。

現地対策部については、建設部に集合することとし、各支所部については、各支所に集合する。

三次市災害警戒本部【組織図】



※各部の要員は、上記のほか各部長が予め指名する職員とする。

※消防部は本部長の要請により参集する。

5 災害対策本部

(1) 設置の基準

災対法第23条の2規定にもとづく災害対策本部の設置に係る基準は、次のとおりとする（再掲）。

災害の種類	判断方法	災害対策本部設置の判断基準
風水害	総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めたとき。	① 本市に、『土砂災害警戒情報』又は『氾濫危険情報』が発表されたとき、若しくは発表されると見込まれるとき ② 本市に「特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）」が発表されたとき ③ 本市の全部又は一部が台風の暴風圏内に入ることが確実と予測されるとき ④ 甚大な被害が発生、又は発生するおそれがあるとき ⑤ 災害応急対策のために、自衛隊の派遣を要請したとき
地震	自動設置	県内で震度6弱以上を観測したとき
	総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めたとき	① 市内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき ② 市内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき
林野火災	総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めたとき。	林野火災の鎮圧の見込みが立たず、かつ、住民の生命、住宅又は公共施設に相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
その他	突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶ恐れがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき。	

(2) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部長は市長をもって充て、副本部長には副市長及び教育長を、本部員（本部付）に各部長（部長に相当する職員を含む。以下この章において同じ。）及び、備北地区消防組合三次消防署長、三次市消防団長をもって充てる。

イ 災害対策本部の本部長（市長）が指揮を執ることが困難な場合は、次の順序とする。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	副市長	教育長

※第1順位、第2順位については、「三次市副市長の事務分担に関する規則」による。

ウ 本部に部・班を設け、部に部長・副部長を、班に班長・副班長を置く。

エ 本部のもとに災害対策支所部を置き、支所長には支所長をもって充てる。

オ 災害の規模、その他の状況により、特に現地では応急対策を必要と認めるときは、現地対策本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。

カ 現地本部の所管区域、現地本部長、構成員及び事務局の所在地は、その都度、本部長が定める。

基本編 第3章 災害応急対策計画

- キ 災害対策本部は、県が災害対策本部を設置したときは、それと連携を図る。
- ク 以上による災害対策本部の組織は次図のとおりとする。排水ポンプ場班、水替作業連絡班は、水防時ののみの対策班とし、水防以外の災害対応時には、各班員は所属部課の班に配属するものとする。

なお、災害発生後の初動期には各班の事務分掌に繁閑の差が生じことがある。そのため庶務班長は、緊急の応急活動業務の少ない班から動員の指示を行うことができるものとする。

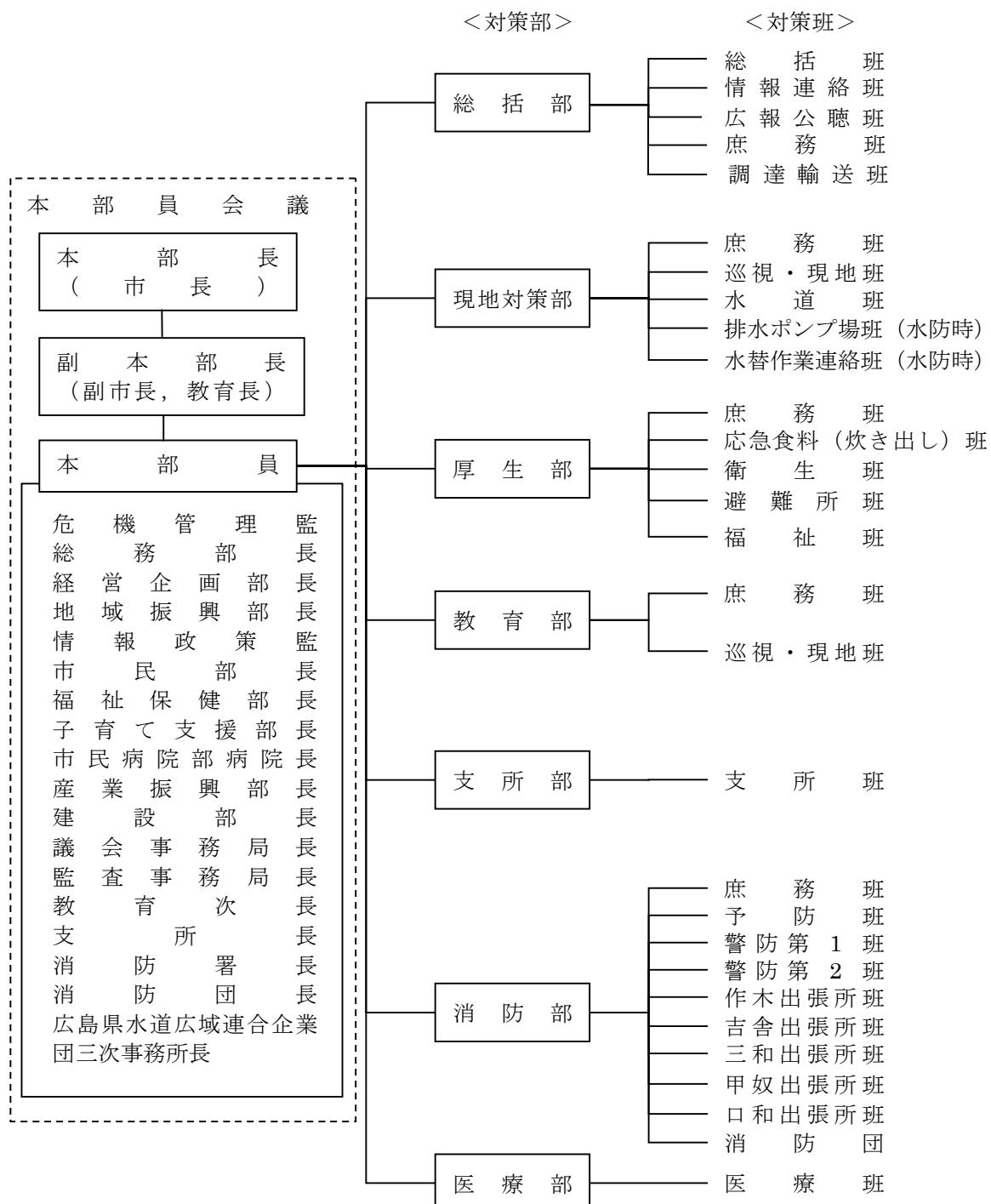
(3) 災害対策本部の設置場所

本部の設置場所は、庁舎本館3階会議室とする。

ただし、災害対策本部の設置を予定する場所が破損等の被害を受け、本部としての機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、次の場所へ移設する。

指定場所	所在地
三次中央病院2階講堂	三次市東酒屋町10531
三次市防災センター	三次市十日市東5-19-1

三次市災害対策本部【組織図】



基本編 第3章 災害応急対策計画

災害対策本部の組織、事務分掌

※◆部長、●副部長、○班長、○副班長

【部名】 ◆部長、●副部長	【班名】 ○班長、○副班長	事務分掌
【総括部】 ◆危機管理監 ●総務部長 ●経営企画部長 ●地域振興部長 ●議会事務局長 ●情報政策監	【総括班】 ○危機管理課長 ○企画調整課長 ○議会事務局次長	1 災害情報の分析及び整理に関する事。 2 災害対策の総合調整に関する事。 3 本部会議の開催及び運営に関する事。 4 避難情報等緊急告知の内容に関する事。 5 ホットラインに関する事。 6 国・県等への要請事項に関する事（市排水ポンプ車出動指示含む）。
	【情報連絡班】 ○情報政策課長 ○地域振興課長	1 災害情報の収集、確認、共有又は伝達に関する事。 2 気象情報及び水防警報等の収受伝達に関する事。 3 本部決定事項等の各部への指示・伝達に関する事。 4 桶門・桶管の操作指示等に関する事。 5 県への被害情報の報告に関する事。 6 市民への情報発信に関する事（音声告知放送、防災メール、防災アプリ、ニアラート及びサイレン） 7 市民等からの情報、問い合わせに関する事。 8 自主防災組織との連絡調整に関する事。 9 情報連絡の確保及び改善に関する事。 10 支所の連絡調整に関する事。
	【広報公聴班】 ○秘書広報課長 ○情報政策課長（兼）	1 市民への情報発信に関する事（SNS、HP） 2 マスコミへの情報提供、取材対応に関する事。 3 映像等の収集に関する事。 4 被災地視察、災害見舞に関する事。
	【庶務班】 ○総務課長 ○総務部付課長 ○財産管理課長 ○財政課長（兼）	1 組織及び職員配置の調整に関する事。 2 他市町からの職員の受援の調整に関する事。 3 職員等の健康対策に関する事。 4 庁舎施設・設備のBCPに関する事。 5 身分証票の交付に関する事。 6 公用負担に関する事。 7 災害対策に係る財務及び収入・支出に関する事。 8 その他庶務・庁舎管理に関する事。
	【調達輸送班】 ○企画調整課長（兼） ○その他関係課長（兼）	1 物品（備蓄品）、役務の調達、供給、運搬及び管理に関する事。 2 物品（備蓄品）、役務の受援の調整に関する事。 3 優先通行標識の交付に関する事。 4 応急食糧（備蓄食糧）の調達、配分及び供給（運搬）に関する事。 5 応急給水に関する事。
【現地対策部】 ◆建設部長 ●産業振興部長	【庶務班】 ○財政課長 ○建設部付課長（県）	1 市有財産の被害状況のとりまとめに関する事。 2 市有自動車の管理及び運行に関する事。 3 市営住宅の使用に関する事。 4 仮設住宅の整備及び入居に関する事。 5 応急仮設住宅の建設に関する事。 6 市有建築物の応急措置の指導及び実施に関する事。 7 部関係の被害状況のとりまとめに関する事（本部への情報資料作成）。 8 部内の庶務一般に関する事。

【部名】 ◆部長, ●副部長	【班名】 ○班長, ○副班長	事務分掌
	【巡視・現地班】 ○土木課長 ○産業振興部付課長 ○都市建築課長（兼）	1 急傾斜危険箇所、重要水防区域の巡視に関すること。 2 各地区被害のとりまとめに関すること。 3 土木災害に関すること。 4 耕地災害に関すること。 5 建築物災害に関すること。 6 建設関係業者の動員に関すること。 7 応急対策資材の輸送に関すること。 8 水防用機材の使用水防用資機材の輸送に関すること。 9 防災活動の実施及び技術指導に関すること。 10 被災宅地危険度判定に関すること（宅地判定実施本部の設置など）。
	【水道班】 ○広島県水道広域連合企業団三次事務所長 ○下水道課長	1 水道施設災害に関すること。 2 下水道施設災害に関すること。 3 応急給水の実施に関すること。 4 水質チームの組織に関すること。 1 応急給水の実施に関すること。
	【排水ポンプ場班】 (水防時) ○都市建築課長 ○産業振興部付課長（兼）	※水防時ののみの対応班。水防時以外、各班員は所属部課の班に配属 1 各排水ポンプ場への連絡・情報収受に関すること。 2 排水対策に関すること。
	上志和地排水機場係	1 上志和地排水機場に関すること。
	秋町中所ポンプ場係	1 秋町中所ポンプ場に関すること。
	瀬谷ポンプ場係	1 瀬谷ポンプ場に関すること。 2 瀬谷2号・瀬谷3号樋門の開閉に関すること。
	十日市排水機場係	1 十日市排水機場に関すること。 2 北溝川樋門・片丘川樋門の開閉に関すること。
	北溝川ポンプ場係	1 北溝川ポンプに関すること。 2 北溝川樋門・片丘川樋門の開閉に関すること。
	畠敷救急排水機場係	1 畠敷救急排水機場に関すること。 2 岩屋寺谷川樋門に関すること。
	南畠敷ポンプ場係	1 南畠敷ポンプ場に関すること。
	熊野排水ポンプ場係	1 熊野排水ポンプ場に関すること。
	願万地排水機場係	1 豊万地排水機場に関すること。 2 権現川樋門の開閉に関すること。
	住吉ポンプ場係	1 住吉ポンプ場に関すること。
	稻荷排水機場係	1 稲荷排水ポンプに関すること。 2 稲荷樋門に関すること。
	尾関山ポンプ場係	1 尾関山下排水ポンプに関すること。 2 尾関山下樋門の開閉に関すること。
	【水替作業連絡班】 (水防時) ○農政課長 ○商工観光課長	※水防時ののみの対応班。水防時以外、各班員は所属部課の班に配属 1 各水替作業連絡班への連絡・情報収受及び記録・報告に関すること。 2 仮設ポンプ設置業者への連絡に関すること。 3 水替作業連絡班への応援に関すること。
	【各水替作業連絡班】 (水防時)	1 水替作業箇所での対応に関すること。 ①仮設ポンプ設置個所の作業連絡に関すること。 ②仮設ポンプ委託業者への対応に関すること。 ③樋門操作及び交通誘導の必要がある場合の実施及び補助に関すること。

基本編 第3章 災害応急対策計画

【部名】 ◆部長, ●副部長	【班名】 ◎班長, ○副班長	事務分掌
【厚生部】 ◆福祉保健部長 ●市民部長 ●子育て支援部長 ●監査事務局長	【庶務班】 ◎会計管理者 ○課税課長	<p>1 部内の庶務一般に関すること。</p> <p>2 救助活動の総括事務に関すること。</p> <p>3 指定緊急避難場所・指定避難所の避難状況の把握に関するこ と。</p> <p>4 災証明書及び被災証明の交付に関するこ と。</p> <p>5 その他被災者の厚生一般に関すること。</p>
	【応急食料（炊き出し）班】 ◎教育委員会事務局付課長	<p>1 応急主要食糧（炊き出し）の実施に関するこ と。（米類等の調達、調理、配給に係ること）</p>
	【衛生班】 ◎環境政策課長 ○市民部付課長 ○健康推進課長	<p>1 応急医療助産に関するこ と（医療班との連絡調整・協力）。</p> <p>2 被災者の衛生状況調査に関するこ と（災害時公衆衛生チームの設置）。</p> <p>3 汚物及び屎尿処理に関するこ と。</p> <p>4 災害伝染病予防対策の実施に関するこ と。</p> <p>5 死体処理に関するこ と。</p> <p>6 災害廃棄物処理に関するこ と（災害廃棄物処理チームの設置）。</p> <p>7 屎尿処理チームの組織に関するこ と。</p> <p>8 その他、被災地域の清掃、衛生に関するこ と。</p>
	【避難所班】 ◎市民課長 ○収納課長 ○学校教育課長 ○定住対策・暮らし支 援課長 ○子育て支援部付課 長	<p>1 指定緊急避難場所・指定避難所の開設、管理に関するこ と。</p> <p>2 自主防災組織、避難所等の連絡に関するこ と。</p>
	【福祉班】 ◎社会福祉課長 ○高齢者福祉課長 ○子育て支援課長	<p>1 要配慮者及び避難行動要支援者に関するこ と。</p> <p>2 要配慮者利用施設に関するこ と。</p> <p>3 福祉避難所に関するこ と。</p> <p>4 保育所に関するこ と。</p> <p>5 災害救助法の適用に関するこ と。</p> <p>6 応急対策用物資の給与、貸与に関するこ と。</p> <p>7 一般市民の動員、ボランティア等に関するこ と。</p> <p>8 動員市民等の費用に関するこ と。</p> <p>9 義捐金の收受、配分に関するこ と。</p> <p>10 行路死亡人に関するこ と。</p> <p>11 生業資金等の貸与に関するこ と。</p> <p>12 被災者生活再建支援制度に関するこ と。</p> <p>13 被災者の収容に関するこ と。</p> <p>14 被災者の安否の問い合わせに関するこ と。</p>
【教育部】 ◆教育次長	【庶務班】 ◎教育委員会事務局付課長（学校）	<p>1 部内の庶務一般に関するこ と。</p> <p>2 被害応急教育に関するこ と。</p> <p>3 児童生徒の避難に関するこ と。</p> <p>4 教科用図書等の確保、配給に関するこ と。</p> <p>5 教職員の動員に関するこ と。</p> <p>6 放課後児童クラブに関するこ と。</p>
	【巡回・現地班】 ◎文化と学びの課長	<p>1 教育施設応急対策の指導に関するこ と。</p> <p>2 社会教育施設の災害応急対策及び被害調査に関するこ と。</p> <p>3 文化財の被害状況の調査に関するこ と。</p>

【部名】 ◆部長, ●副部長	【班名】 ◎班長, ○副班長	事務分掌
		4 学校教育施設の被害調査に関すること。
【支所部】 ◆各支所長	【支所班】 ◎各支所次長	1 市本部, 消防団（方面隊）, 自主防災組織等, 関係機関・団体との連絡調整及び要請に関すること。 2 支所管内の被害状況の把握及び指定避難所の開設・運営その他応急対策の実施に関すること。 3 支所管内に係る他部の業務の支援に関すること。
【消防部】 ◆三次消防署長 ●三次消防署副署長 ●消防団長	【庶務班】 ◎三次消防署職員	1 部内の庶務一般に関すること。 2 消防団及び関係機関との連絡に関すること。 3 防御資材に関すること。 4 部に属する車両に関すること。
	【予防班】 ◎三次消防署職員	1 災害情報の収集, 伝達に関すること。 2 災害広報に関すること。 3 各種信号及び警報に関すること。 4 人及び建物（他の班で調査するものを除く）の被害調査のとりまとめに関すること。
	【警防第1班】 ◎三次消防署職員	1 巡ら・警戒。 2 救助に関すること。 3 救急に関すること。 4 その他, 消防, 水防活動の調整に関すること。
	【警防第2班】 ◎三次消防署職員	同上
	【作木出張所班】 【吉舎出張所班】 【三和出張所班】 【甲奴出張所班】 【口和出張所班】 ◎各出張所職員	1 班内の庶務一般に関すること。 2 消防団及び関係機関との連絡に関すること。 3 防御資材に関すること。 4 班に属する車両に関すること。 5 災害情報の収集, 伝達に関すること。 6 災害広報に関すること。 7 各種信号及び警報に関すること。 8 人及び建物（他の班で調査するものを除く）の被害調査のとりまとめに関すること。 9 巡ら・警戒。 10 救助に関すること。 11 救急に関すること。 12 その他, 消防, 水防活動に関すること。
	【消防団】 (方面隊名) 三次・君田・布野・作木・吉舎・三良坂・三和・甲奴	1 団の庶務一般に関すること。 2 消防本部及び消防署との連絡調整に関すること。 3 団の出勤に関すること。 4 水防活動に関すること。 5 防災活動に関すること。 ② 避難誘導に関すること。 ② 避難所等運営の補助に関すること。
【医療部】 ◆市民病院部病院長 ●市民病院部副院長	医療班 ◎市民病院部事務部長 ○診療部長 ○看護部長	1 部内の庶務一般に関すること。 2 医療班の編成, 応急医療及び助産の実施に関すること。

(4) 災害対策本部の任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画並びにその他法令の規定に定めるところにより、市防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防及び災害応急対策を実施する。

- ア 災害応急対策に関する基本的事項の決定
- イ 災害応急対策の総合的推進及び調整
- ウ 市地域災計画に定める災害応急対策の実施
- エ 災害応急対策について、県及び関係機関への要請並びに県に対する被害報告
- オ 災害状況及び被害報告の総括
- カ 消防団・被害救助隊ならびにその他災害関係組織の総括
- キ その他法令・規定によりその権限に属する事項

(5) 災害対策本部の設置及び廃止の手続き

- ア 災害対策本部を設置した場合、市長は、本部の名称、設置場所、設置の理由等を公表するとともに、市民及び防災関係機関等への周知を図る。
- イ 設置した場合、市長は、防災会議を構成する委員に通知する。
- ウ 設置した場合、市長は、知事（県危機管理課。ただし、県災害対策本部を設置した場合は、県災害対策本部三次支部。以下この章について同じ。）に通知する。
- エ 本部を廃止した場合も前号と同様の手続きを行う。

(6) 災害対策本部員会議

本部長は、災害対策本部を設置した場合に、市の災害対策を推進するため、必要に応じて本部長、副本部長、本部付（本部員）で構成する本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。

本部員が本部員会議の開催が必要と認めるときは、総括部長に申出ることとし、総括部長は本部長に本部員会議の開催を要請するものとする。

本部員会議の庶務（「災害対策本部の組織、事務分掌」本部付欄参照）は、危機管理課が担当する。

本部員会議においては主に以下について検討する。

- ア 配備体制の決定、廃止に関すること
- イ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関するこ
- ウ 災害救助法の適用に関するこ
- エ 自衛隊の災害派遣要請の要求に関するこ
- オ 県をはじめ、指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施要請及び、他の市町の応援要請に関するこ
- カ 災害対策に関する経費に関するこ
- キ その他、重要な災害対策に関するこ

第2項 労働力確保計画

1 方針

応急対策の実施にあたり、第3章第2節「組織・動員計画」に定めるもののほか、応急対策実施上必要な労働力の確保について必要な事項を定める。

2 実施責任者

災害応急対策上必要とされる労働力の確保は原則として、それぞれの災害応急対策責任者が行う。

3 実施方法

- ア 災害応急対策は、それぞれ自己の保有する労働力で実施する。
- イ 市における災害応急対策のための必要な労働力が、災害の態様等により不足するときは、市長が女性会、青年団等の諸団体及び建設業者等関係者に協力を求めて実施する。
- ウ 市長は、他の災害応急対策責任者と相互に緊密な連携を保ち、お互いの労働力の確保について協力する。

第3項 気象警報等の伝達に関する計画

1 方針

気象等の予報及び警報等災害に関する情報を災害応急対策責任者及び市民に対し、迅速かつ確実に伝達し、災害応急対策の実施に万全を期する。

2 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

(1) 発表官署

広島地方気象台、国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所、広島県土木建築局砂防課、気象庁本庁

発表官署	発表する場合			法令名
広島地方気象台	異常気象により災害が起こるおそれがある場合			気象業務法 第13条及び第13条の2 水防法 第10条第1項
中国地方整備局三次河川国道事務所	江の川について洪水のおそれがある場合	左岸	広島県安芸高田市八千代町土師字久保750番地先から広島、島根県境まで	水防法 第10条第2項
		右岸	広島県安芸高田市八千代町勝田字上谷232番地先から広島、島根県境まで	気象業務法 第14条の2第2項
広島地方気象台（共同）	馬洗川について洪水のおそれがある場合	左岸	広島県三次市南畠敷町字下掛原743番地先から幹川合流点まで	
		右岸	広島県三次市四十貫町字樋の尻273番地先から幹川合流点まで	
	西城川について洪水のおそれがある場合	左岸	広島県三次市三次町字檜原641番地先から馬洗川合流点まで	
		右岸	広島県三次市三次町五日市1115番地先から馬洗川合流点まで	
	神野瀬川について洪水のおそれがある場合	左岸	広島県三次市山家町621番の3地先から幹川合流点まで	
		右岸	広島県三次市布野町下布野字河戸878番の2地先から幹川合流点まで	
広島県土木建築局砂防課 広島地方気象台（共同）	大雨警報発表中において、大雨による群発的な土砂災害発生の危険度が高まった場合			土砂災害防止法 第27条 気象業務法 第11条

(2) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(3) 気象予警報の種類及び発表基準

ア 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

伝達機関

機 関 名	担 当 課 名	備 考
第六管区海上保安本部	警備救難部環境防災課	
西日本電信電話株式会社 又は東日本電信電話株式会社		警報のみ
広 島 県	危機管理監危機管理課	
日本放送協会広島拠点放送局	放送部(報道)	
中國地方整備局	道路部道路管理課 太田川河川事務所	
中國運輸局	総務部総務課	
中国四国管区警察局	総務監察・広域調整部災害対策官	
※広島県警察本部	警備部危機管理課	
※広島市	危機管理室	
※西日本旅客鉄道(株)広島支社	施設指揮室	
※西日本電信電話株式会社中国支店	災害対策室	
※陸上自衛隊第13旅団	司令部地誌班	
各報道機関		
総務省消防庁		

※副次的な伝達先

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害がおこるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して広島県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(ア) 注意報

資料編 3-2-3-1, 3-2-3-2

(イ) 警報

資料編 3-2-3-1, 3-2-3-2

(ウ) 特別警報

資料編 3-2-3-1, 3-2-3-2

(エ) 地震など大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準

地震の揺れの大きさや被害の規模に応じ、地盤や建物等の弱体化を考慮し、広島地方気象台は広島県等と必要性を調整のうえ、被災地域に対する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について、発表基準を下げる暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整のうえ、通常の発表基準に一定の割合をかけるなどにより決定する。

ただし、事象発生後概ね24時間以内に降雨が予想されるなど早急に暫定基準を設定すべき状況にあると広島地方気象台が判断した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等を運用する。

事象発生から1日程度経過した以降については、広島地方気象台は広島県等と連携して、状況に適合した暫定基準による大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の運用開始などを調整する。

暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整のうえ、定期的(概ね1ヶ月ごと)に、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

大規模地震発生後早急に暫定基準を設定すべき状況等に運用される暫定基準

【暫定基準：震度6弱以上の地域】

広島地方気象台から基準設定後、通知

【暫定基準：震度5強の地域】

広島地方気象台から基準設定後、通知

(オ) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種類	概要
土砂災害警戒判定 メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地上図で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報(浸水害) の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地上図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度 分布	中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地上図上で5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。指定河川洪水予報についても表示され併せて確認できる。
流域雨量指数の予 測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(カ) 警報級の可能性

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日か

ら翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。

イ 國土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所と広島地方気象台が共同で発表する注意報及び警報

当該注意報及び警報は、資料編「資料 3-2-3-9 國土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所と広島地方気象台が共同で発表する注意報及び警報」に示す。

ウ 広島地方気象台が発表する注意報、警報（水防活動の利用に適合するもの）

当該注意報及び警報は、資料編「資料 3-2-3-3 広島地方気象台が発表する注意報、警報（水防活動の利用に適合するもの）」に示す。

エ 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

当該注意報及び警報は、資料編「3-2-3-10 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報」に示す。

オ 土砂災害警戒判定メッシュ情報及び土砂災害危険度情報

資料 3-2-3-11 「土砂災害警戒判定メッシュ情報及び土砂災害危険度情報」に示す。

(4) 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

ア 気象予警報の伝達

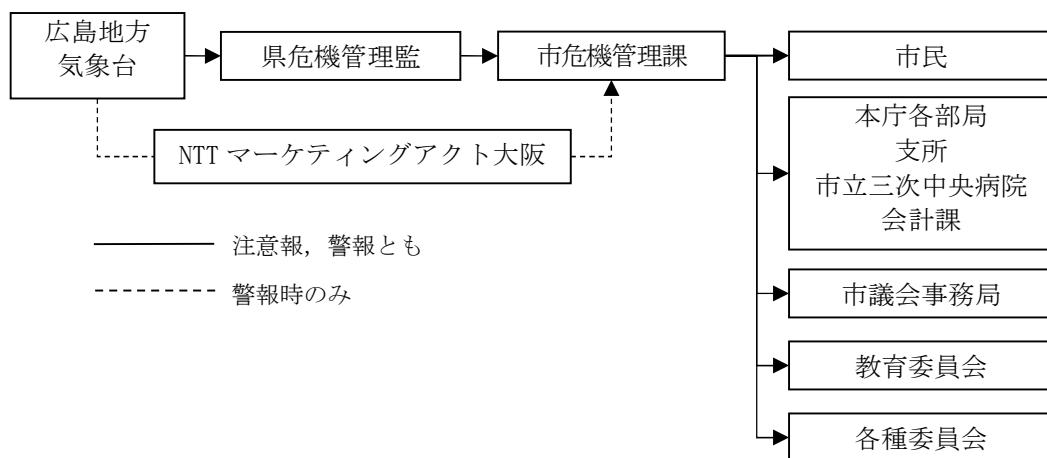
広島地方気象台の発表する気象予警報は、次のとおり市に伝達され、この通知は危機管理課（危機管理係）が受理する。ただし、休日及び夜間は、宿直者が受理する。

市災害対策本部を設置したときは、本部情報連絡班で受理する。

(ア) 伝達機関

機関名	担当課名	適用
広島県	危機管理課	注意報、警報とも
NTT マーケティングアクト大阪	サービス運営担当	警報のみ

(イ) 予・警報の伝達経路図

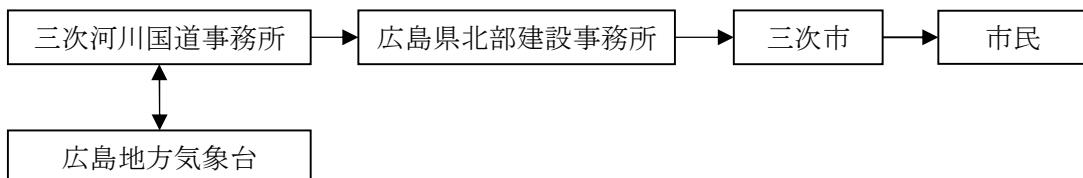


(ウ) 予・警報の周知方法

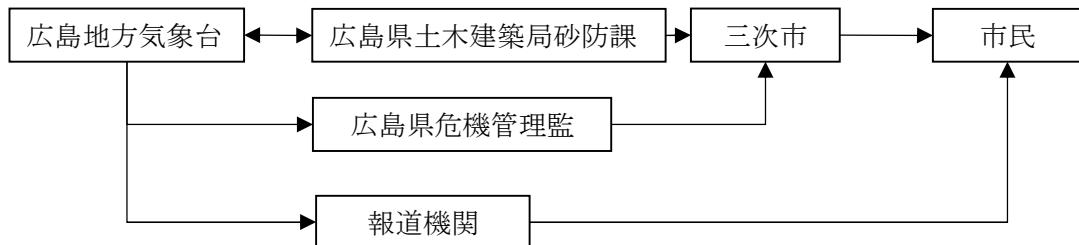
- a 市民に対し音声告知放送、ケーブルテレビ、エリアメール、防災一斉メール及び広報車等により周知する。
- b 災害対策本部を設置した場合、伝達を受けた本部員等は直ちに各部へ連絡するとともに、重要な情報については本部長・副本部長に報告する。

- c 勤務時間外に当直者が受信したときは、危機管理課長（危機管理係長）に報告し、指示を受ける。
- d 音声告知放送、電話等が災害により使用不能になった場合は、広報車により行い、場合によっては職員が出向いて市民に周知する。

イ 洪水予・警報伝達経路図



ウ 土砂災害警戒情報の伝達経路図



エ 災害危険区域に対する情報の伝達

情報の伝達は、危険区域ごとに音声告知放送、ケーブルテレビ、エリアメール、防災一斉メール、広報車、消防団員、その他有効な方法で次の事項について行う。

- (ア) 気象予警報の発令及び解除に関する事項
- (イ) 雨量、流水量等に関する事項
- (ウ) 避難指示等の発令及びその解除に関する事項
- (エ) その他必要と認める事項

オ 災害危険区域等からの伝達

- (ア) 伝達方法及び伝達先

巡視・現地班又は市民から次の事項についての電話、伝令等により三次市役所危機管理課に伝達する。

- (イ) 伝達事項
 - ・異常な現象及び自衛措置等
 - ・住民の滞在者数、病人の有無等
 - ・その他必要事項

カ 降雨量等の情報収集

県防災ウェブ等により、常に最新の情報を収集する。

3 水防警報の伝達

(1) 発表責任者

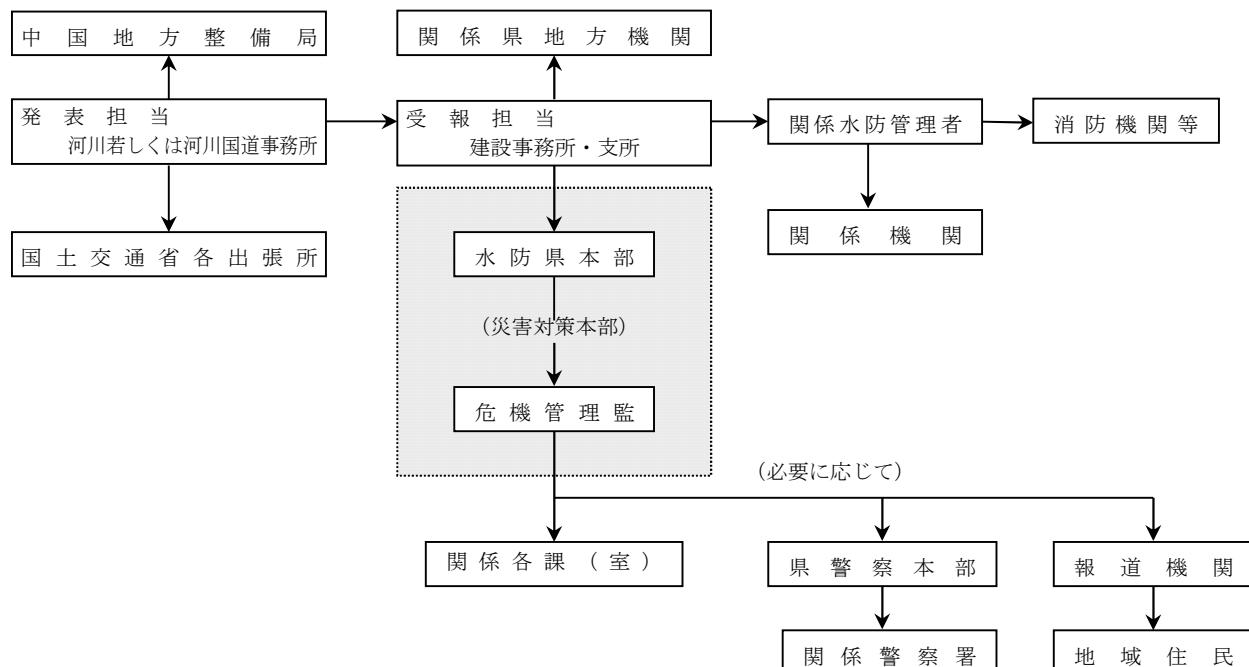
水防法第16条第1項に基づく水防警報の発表者は以下のとおりである。

発表担当者	河川名等	摘要
国土交通大臣	国土交通大臣が指定した以下の河川の一部 江の川水系 ・江の川（幹川） ・神野瀬川 ・馬洗川 ・西城川	中国地方整備局災害対策計画により江の川水系については三次河川国道事務所が発表する。
知事	知事が指定した以下の河川の一部 江の川水系 ・馬洗川 ・美波羅川 ・国兼川 ・西城川 ・上下川 ・神野瀬川 ・布野川 ・板木川	各河川を管理する建設事務所・支所が発表する。

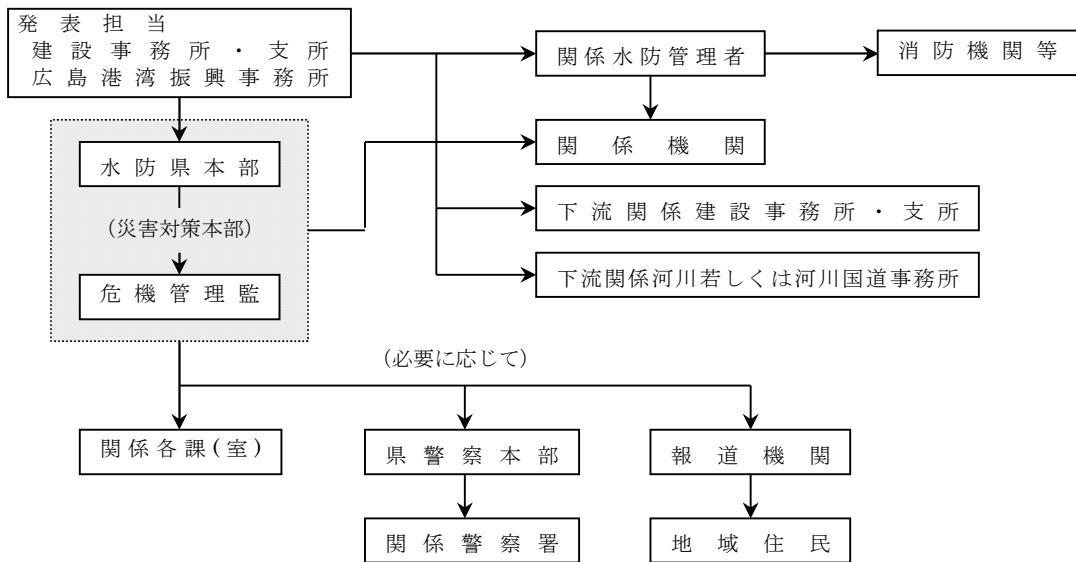
(2) 伝達経路

災害対策本部を設置した場合、「危機管理監」及び「県地方機関」は、それぞれ「災害対策本部」と「災害対策支部」と読み替える。

ア 三次河川国道事務所が発表する水防警報の伝達



イ 各建設事務所・支所の発表する水防警報の伝達



4 水位の通報

(1) 水位観測所の通報

水防管理者又は量水標管理者は、水防活動用気象等の予報の伝達を受けた場合に知事の定める通報水位を超えるとき、あるいは洪水のおそれがあることを知った時は、水防計画に定めるところにより関係者に通報する。

(2) 水位等に係る情報の交換

水位及び雨量に係る観測所を設置している災害応急対策責任者は、応急対策上必要な範囲において相互に水位等の情報を交換する。

5 火災予防上の気象通報

(1) 気象の状況の通報

広島地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、その状況を直ちに県危機管理監に通報し、通報を受けた県危機管理監は、直ちにこれを消防本部に通報する。

(2) 通報の具体的な基準

広島地方気象台が、火災予防上の気象通報を行う場合の具体的な基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一である。

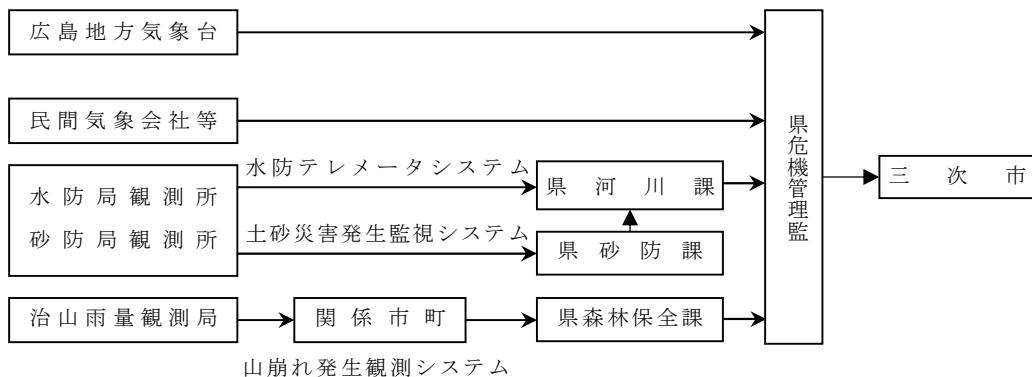
ただし、通報基準に該当する場合にあっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

(3) 通報の伝達経路

広島地方気象台が行う火災予防上の気象通報は、次の経路により通報する。

6 広島県防災情報システムによる気象情報等の提供

市は、県が以下の経路で広島県防災情報システムにより提供する気象情報等を災害対応に活用する。



第4項 市民等の避難誘導に関する計画

1 方針

災害により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流等が発生した場合には、市長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

この計画では、避難勧告又は指示、避難誘導について定める。指定緊急避難場所・指定避難所は資料編「資料2-7-1 避難施設の状況」参照。

2 防災気象情報等と避難情報

警戒レベル	発令主体	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報 (避難情報等)
警戒レベル5	市	既に災害が発生しており、命を守るために最善の行動をとる	緊急安全確保
警戒レベル4	市	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生する恐れが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	避難指示
警戒レベル3	市	高齢者等は避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	気象台	避難行動を確認する。	大雨注意報 洪水注意報
警戒レベル1	気象台	災害への心構えを高める	警報級の可能性

資料編「資料3-2-3-12 洪水及び土砂災害に係る警戒レベルと避難情報等」参照。

3 避難の指示等

(1) 避難等の指示権者

ア 災対法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合。	立退き、立退き先又は緊急安全確保を指示する。	災対法 第60条第1項
知事	同上の場合 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同上	災対法 第60条第6項
警察官	同上の場合 市長が指示できないとき又は市長が要求したとき。	同上	災対法 第61条
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合。	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	災対法 第63条第1項
警察官	同上の場合 市長又は委任を受けた市の吏員が現場にいないとき又は市長等が要求したとき。	同上	災対法 第63条第2項
自衛官	同上の場合 市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同上	災対法 第63条第3項

イ その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合。	区域から退去を命じ、又は区域への出入りを禁止、制限する。	消防法 第28条 第1項
警察官	同上の場合 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があつたとき。	同上	
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合。	同上	水防法 第21条 第1項
警察官	同上の場合 水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があつたとき。	同上	
知事、その命を受けた県職員、水防管理者	洪水の氾濫により著しい危険が切迫した場合。	必要と認める区域の居住者に立退きを指示。	第29条
知事、その命を受けた県職員	地すべりの危険が切迫した場合。	必要と認める区域内の居住者に立退きを指示。	地すべり等防止法 第25条
警察官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合。	関係者に警告を発する。危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法 第4条

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
自衛官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合。	同上	自衛隊法 第94条

(2) 避難の指示

- ア 法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難の指示を発し避難させる。
- イ 避難の指示をしても避難せず、特に急を要する場合においては、警察官職務執行法第4条の規定に基づき、警察官の措置により避難させる。

(3) 避難の指示等の基準

- ア 避難指示等の発令の考え方と住民に求める行動

区分	発令の考え方	立退き避難が必要な住民に求める行動
高齢者等避難 (レベル3)	1 気象予警報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され事前の避難準備をすることが適当であると判断されるとき。	・立退き避難の準備をする。 ・避難行動要支援者は、立退き避難を開始する。
避難指示 (レベル4)	1 状況の悪化によって、事前に避難を要すると判断されるとき 2 災害を覚知し、かつ災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。	・立退き避難をする。
緊急安全確保 (レベル5)	災害が発生又は切迫した時	・緊急に立退きができない者は、屋内での安全確保等によりの命を守る行動をとる。

イ 災害種別の具体的な判断基準

水害、土砂災害に関する避難指示等の発令は、以下の基準に基づき行う。

発令区分	水害	土砂災害
	洪水予報河川・水位周知河川	
高齢者等 避難 (レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれか1つに該当する場合 1 河川水位が避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれる場合 2 国土交通省から指定河川について氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合 3 堤防の漏水等が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれか1つに該当する場合 1 大雨警報（土砂災害）〔土壤雨量指数基準146〕が発表され、かつ「土砂災害警戒情報補足する情報」の三次市域が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒判定メッシュ情報：赤（大雨警報の土壤雨量指数基準を超過した場合） ・土砂災害危険度情報：赤（大雨警報基準値超過）

発令区分	水害	土砂災害
	洪水予報河川・水位周知河川	
	4 水防団待機水位を超えた状態で、洪水害の危険度分布で「警戒」(赤色)が表示された場合 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	2 数時間後に、避難経路等の事前通行規制等の基準値(資料編「資料3-2-4」参照)に達することが想定される場合 3 大雨注意報〔表面雨量指数基準8又は土壤雨量指数基準129〕が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)〔土壤雨量指数基準146〕に切り替える可能性が言及されている場合 4 強い雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 (レベル4)	・次のいずれか1つに該当する場合 1 河川水位が氾濫危険水位に到達し、更に水位上昇が見込まれる場合 2 国土交通省から指定河川について氾濫危険情報(洪水警報)が発表された場合 3 広島県から水位周知河川について氾濫危険情報が発表された場合 4 堤防の異常な漏水等が発見された場合 5 避難判断水位を超えた状態で、洪水警報の危険度分布で「危険」(紫色)が表示された場合 6 ダム管理者から異常洪水時防災操作移行の予告(3時間前)通報(又はダム操作に関する重要な情報等の連絡)があった場合	・次のいずれか1つに該当する場合 1 気象庁及び広島県が三次市を警戒対象地域として土砂災害警戒情報を発表した場合 2 大雨警報(土砂災害)〔土壤雨量指数基準146〕かつ、「土砂災害警戒情報を補足する情報」の三次市域が以下であり、更に降雨が継続する見込みである場合 ・土砂災害警戒判定メッシュ情報:紫(危険) ・土砂災害危険度情報:薄い紫(2時間後までに基準値超過) 3 大雨警報(土砂災害)〔土壤雨量指数基準146〕が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報〔110mm/h〕が発表された場合 4 土砂災害の前兆現象(湧水、地下水のにごり、渓流の水量の変化など)が発見された場合
緊急安全確保 (レベル5)	・次のいずれか1つに該当する場合 1 河川水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合 2 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合 3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれがある場合 4 桶門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 5 堤防が決壊又は越水・溢水が発生した場合 6 ダム管理者から異常洪水時防災操作移行の予告(1時間前)通報(又はダム操作に関する重要な情報等の連絡)があった場合	・次のいずれか1つに該当する場合 1 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 2 土砂災害の発生が確認された場合

注. 夜間であっても躊躇なく避難指示等を発令する。

注. 土砂災害のうち、〔 〕は三次市の発表基準(資料編「資料3-2-3-1 広島地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報」参照)

注. 土砂災害について、地震発生により降雨等による二次災害のおそれのある地域は、雨量・水位等による避難指示等の基準を設ける(大規模地震の場合、気象庁が基準を下げて運用する「土砂災害警戒情報を発表基準の暫定的な運用」に準じることとする)

基本編 第3章 災害応急対策計画

○水害の具体的な発令基準

<国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所管轄>

河川	観測所	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	区分	
		位置	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険情報 (洪水警報)	洪水 予報	水防 警報
			避難判断水位	氾濫危険水位		
江の川	吉田	安芸高田市	5.90	6.50	7.59	○ ○
	栗屋	三次市	6.10	6.50	10.20	○ ○
	尾関山	三次市	8.90	9.50	13.36	○ ○
	大津	島根県	8.10	9.00	13.73	○ ○
	馬洗川	南畠敷	5.60	6.00	7.42	○ ○
	西城川	三次	5.60	5.90	7.13	○ ○
	神野瀬川	神野瀬川	5.10	5.50	7.84	○ ○

注. いずれも江の川水系

<広島県北部建設事務所管轄>

河川	観測所	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	区分		
		位置	気象警戒情報 (洪水警報)	気象危険情報 (洪水警報)	越水開始水位	水位 周知	水防 警報
			避難判断水位	気象危険水位			
馬洗川	岡田	三次市	3.30	3.50	3.80	○ ○	
	三玉	三次市	2.05	2.25	2.62	○ ○	
西城川	小文	三次市	4.80	5.30	6.39	○ ○	
神野瀬川	藤兼	三次市	3.35	3.50	3.82	○ ○	
上下川	二森	府中市	—	—	—	—	○
	上安田	三次市	3.80	4.05	4.32	○ —	
	計納	三次市	3.95	4.05	4.15	○ —	
美波羅川	小田幸	三次市	1.80	2.15	2.67	○ ○	
	上毫	三次市	1.40	1.65	1.94	○ ○	
板木川	下志和地	三次市	1.85	2.20	2.75	○ ○	
国兼川	和知	三次市	2.10	2.40	2.83	○ ○	
布野川	下布野	三次市	1.55	1.90	2.39	○ ○	
北溝川	十日市	三次市	1.00	1.20	1.47	○ —	

注. いずれも江の川水系

避難指示については、氾濫危険水位を超過して、なお水位上昇が見込まれる場合、河川水位が堤防を越えるおそれが想定される場合において発令する。

ウ 発令区域

(ア) 洪水

イに掲げる河川の流域毎

(イ) 土砂災害

各支所及び旧三次市の地域毎

(4) 高齢者等避難の伝達

ア 市は、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することや風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

発災時には（災害が発生するおそれがある場合も含む。），必要に応じ高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。

イ 伝達の方法

災害危険区域の市民への避難指示の伝達は，概ね次の方法によって周知徹底を図る。また，必要に応じて，防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て市民への周知徹底を図る。この場合において，避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。また，住民の避難行動につながるよう，分かりやすく，かつ，危機意識が高まるような内容で伝達するよう努める。

- ・音声告知放送，インターネット，携帯電話（登録制メール，エリアメール含む），防災アプリ，広報車，サイレン信号，ケーブルテレビ，ラジオ，拡声器
- ・旧三次市域に避難情報又は避難指示を発令する場合は，サイレン吹鳴することとし，サイレン信号は次の表による。

10秒								
吹鳴	→	休止	→	吹鳴	→	休止	→	吹鳴

- ・洪水時における伝達は水防計画による。（別冊水防計画書参照）

ウ 避難指示等において明確にする内容

市長の避難の指示をする者は，次の内容を明確にしておく。

- ・指示対象区域
- ・避難先
- ・避難経路
- ・避難指示の理由
- ・その他必要とする事項

(5) 避難指示等の発令・伝達マニュアルの作成

市は，緊急安全確保，避難指示，高齢者等避難等について，河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ，洪水，土砂災害，高潮等の災害事象の特性，収集できる情報を踏まえ，発令基準を明確にし，どの地域の，誰に，どういったタイミングで，どのような手順で，どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示等の発令・伝達マニュアルを作成してておくものとする。市は，危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど，災害の特性に応じた実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。県は，マニュアルの作成及び見直しについて，市と積極的に連携し，支援するものとする。

(6) 避難指示等についての注意事項

ア 避難指示は，発表者，避難を命ずる理由，避難対象地域，指定緊急避難場所及び経路を明確にし，避難場所はあらかじめ選定しておく。避難等の指示権者は，不在等により避難指示等の発令が遅れることがないよう，あらかじめ職務代理者を明確にしておくものとする。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

イ 市は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示等を発するための情報の収集方法等について定めておく。

ウ 市は、土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予想される地域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、潮位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難指示等を発する場合の具体的基準を設定しておく。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

エ 市は、あらかじめ避難指示等を住民に伝達する方法を明らかにし、住民に周知徹底しておく。

オ 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ 市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

キ 市は、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

ク 市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、緊急安全確保といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

ケ 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないよう事前に協議しておく。

(7) 避難指示等に係る助言

市長は、避難指示等をしようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

助言を求められた国又は県は、市町が適切な時期に避難指示等を発令できるよう必要な助言を行うものとする。

また、国及び県は、時期を失すことなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

国及び県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

4 報告

(1) 避難指示等を行った場合

市長は、基本法第60条の規定により、次の要領により知事に報告する。

ア 提出先

県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。

イ 報告方法

総合行政通信網（ファクシミリを含む。）又は有線電話とする。

ウ 報告事項

(ア) 避難指示を発令した場合、その理由、地区名、対象戸数、人員、指示した立退き先、日時

(イ) 避難の必要がなくなった場合、その理由、日時

(2) 避難指示等の解除を行った場合

市長は、避難指示等を解除したときは、避難指示等の発令の場合と同様にその周知を図る。

(3) 避難指示等の解除の際の助言

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

助言を求められた国又は県は、市が適切な時期に避難指示等を解除できるよう必要な助言を行うものとする。

(4) 指定避難所を開設した場合

被災者を入所させる避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

ア 提出先

前項に同じ

イ 報告方法

開設後直ちに総合行政通信網（ファクシミリを含む。）又は有線電話で行う。

ウ 報告事項

指定避難所開設日時、場所、箇所数、受入れ人員、開設期間の見込み及びその他必要と認められる事項。

5 避難の誘導

(1) 避難誘導に当たる者

ア 市職員、警察官、消防職員、消防団員その他の避難措置の実施者

イ 自主防災組織のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

ア 指定緊急避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、市民の速やかな避難を図る。

(ア) 各地区の避難誘導は、当該地区の消防職員若しくは消防団員が行う。誘導責任者は、

当該地区的消防出張所長、消防団方面隊長若しくは消防団分団長とする。

- (イ) 各地区に、市職員を配置し、適切な誘導を図る。
- (ウ) 必要に応じて、三次警察署長に避難場所及び避難経路等を連絡し、災害危険区域の警備等を要請する。
- (エ) 災害危険地区ごとの避難体制は、附属資料〔防災関係施設及び災害危険箇所〕に掲載のとおりとする。

また、帰宅困難者に対しても、交通情報を伝達するとともに帰宅困難な場合は、適切な避難場所への誘導を行う。

- イ 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。
- ウ 避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の災害時要援護者避難支援プラン（全体・個別計画）を作成した場合は、当該プランに基づいて、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。
- エ 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- オ 指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。
- カ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

6 再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難路の状況が悪化した場合には、機を失すことなく再避難等の措置を講じる。

第3節 災害発生後の応急対策

第1項 災害情報計画

1 方針

災害が発生した場合において、防災関係機関が被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施を迅速かつ的確に実施するため、情報の収集及び伝達に万全を期する。

2 情報の収集伝達手段

災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

(1) 情報の収集手段

- ア 市民からの電話、ファクシミリ、口頭による情報
- イ パトロール車等による巡回
- ウ 消防署、警察署、消防団からの電話、ファクシミリ等による通報
- エ その他地元関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報
- オ アマチュア無線のボランティアの活用
- カ マスコミの報道
- キ 広島県防災情報システムの活用

(2) 関係機関への伝達手段

- ア 電話、ファクシミリ、口頭による報告
- イ 県総合行政通信網（衛星通信）の活用
- ウ 音声告知放送、CATVの活用
- エ 登録制メール、緊急速報メール、防災アプリの活用
- オ 地元アマチュア無線のボランティアの活用

(3) その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

3 災害情報の収集伝達

(1) 関係機関との連絡及び県へ報告

ア 被害の発生及び被害が発生するおそれのある異常な現象を知った者（災対法第54条、発見者の通報義務等）は、市長に通報する。

イ 通報を受けた場合、市長はその状況を確認し、必要なもののみを直ちに知事（県危機管理監。災害対策本部が設置された場合は災害対策本部）に通報する。

ウ なお、災害が発生するおそれのある異常な現象について、それが急務を要するときは、市長は、県への報告に先立ち、その現象が直接影響する施設の管理責任者に通知する。

(2) 気象関係の情報

広島地方気象台から気象予警報等が発表された場合、その他市が必要と認めた場合は、
広島県北部総務事務所の協力を得て、必要な情報を収集する

(3) 他市町村との情報連絡

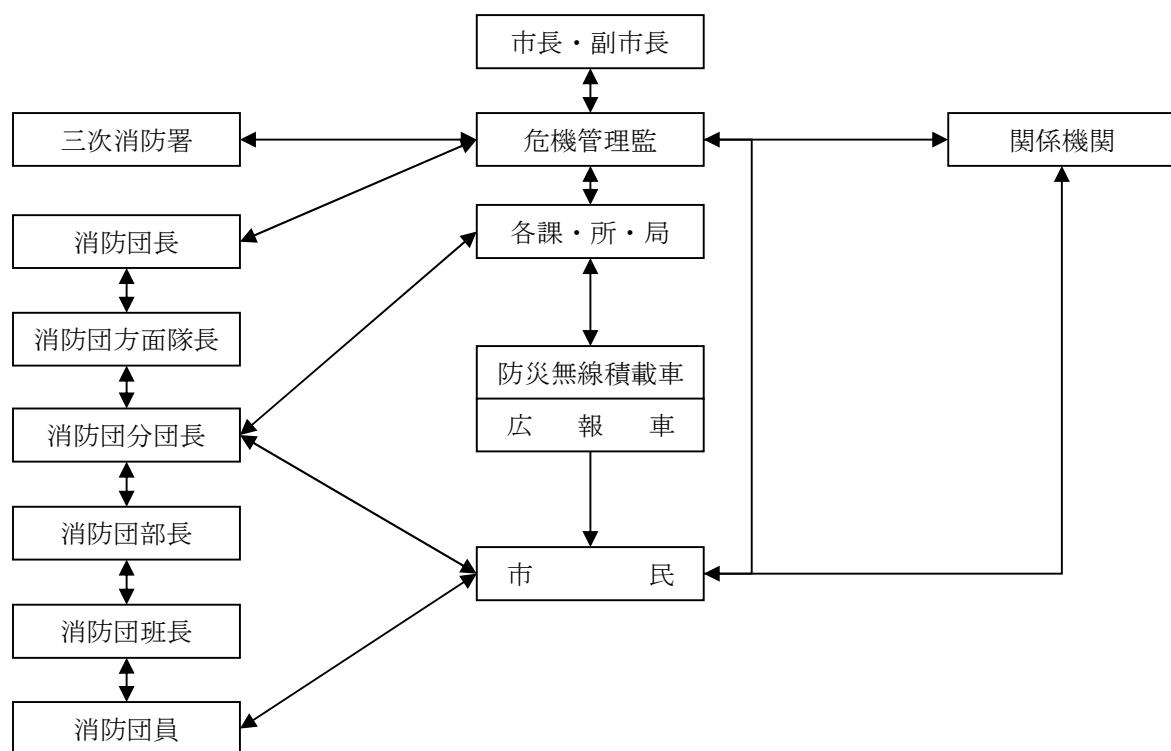
ア 本市の上流域の雨量、水位等の状況について、関係市町、備北地区消防組合消防本部と密接な連携によって、雨量、流量の情報を得る

イ 下流域の関係市町村に本市の情報を通知する

(4) その他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関する情報を知ったとき及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の状況並びに被害に対してとった措置の大要を市長に通報する。

市長は、状況に応じて関係機関に通報する。



情報の収集・伝達経路（三次市内）

4 災害発生及び被害状況報告・通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災対法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。

市からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、市は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

ただし、県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告するものとする。

なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。

大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市が県への被害報告を行うことが困難となつた場合、県は、多様な手段を用いて、直接、情報収集に努めるものとする。

県及び市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 被害報告の区分

被害報告は、次のとおり区分し、報告する。

ア 災害発生報告

応急対策実施のため、災対法第53条の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

イ 被害状況報告

応急対策実施及び災害復旧のため、関係法令等により行う報告で、応急対策及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(2) 災害発生報告

ア 報告の時期

災害を発見した者は速やかに市長に報告し、市長は、災害発生の直後及びその後の被害状況の変化に応じてその都度知事（県危機管理監。災害対策本部が設置された場合は備北支部を経由して災害対策本部）に、原則として広島県防災情報システム（被害情報

収集提供機能)を利用して報告する。

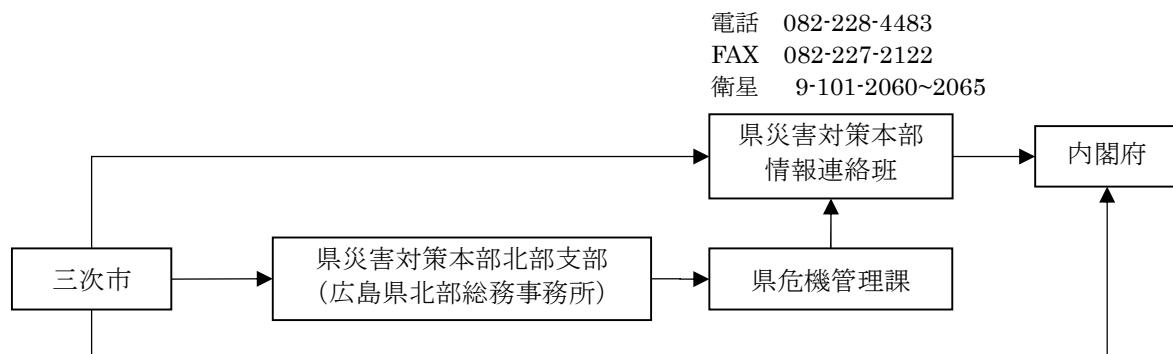
イ 報告事項

報告の迅速、確実を期するため、原則として別記様式1 災害発生報告（資料編「資料3-3-1-1 災害発生及び被害状況報告・通報」）の事項について行う。

ウ 報告方法及びその処理

- (ア) 災害の発生及び被害状況の変化を知った者は、その場所、内容、規模等を直ちに市長に報告する。
- (イ) 報告を受信した者は、別記様式1により記録し、直ちに市に報告する。
- (ウ) 市長は、報告責任者を定め、災害が発生したとき、及び被害状況が変化したときは、速やかに知事(災害対策本部が設置された場合は、備北支部を経由して災害対策本部)に報告する。
- (エ) 報告に係る事務は、危機管理課(危機管理係)が担当する。ただし、災害対策本部を設置した場合は、本部総務部(庶務班)で担当する。
- (オ) 被害の状況は、関係機関に通報するとともに、必要に応じて市民に周知する。

○県災害対策本部設置の場合（未設置の場合、「県災害対策本部」は、「県危機管理監」と読み替え）



<三次市>

電話 0824-62-6116
FAX 0824-63-2951
衛星 7-7-209-1321

<広島県北部総務事務所>

電話 0824-63-5181
FAX 0824-63-3447
衛星 9-101-85-2404~2406

<県危機管理課>

電話 082-513-2784~2786
FAX 082-227-2122
衛星 9-101-2784~2786

表 内閣総理大臣への報告先（消防庁経由、知事に連絡が取れない場合）

		平日（9:30～18:15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T 回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	7-90-49013	7-90-49101~49103
	F A X	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101~49103
	F A X	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

エ 市の体制別の報告

市は、災害警戒本部、災害対策本部が設置された場合は、それぞれ以下の報告を実施する。

(ア) 災害警戒本部設置時の報告

項目	実施事項
実施者	総務班、所属室は、把握した情報を、迅速に情報連絡班に報告する。
報告すべき事項	a 災害の原因 b 災害が発生した日時 c 災害が発生した地域及び場所 d 被害状況 e 災害に対して既に実施した措置 f その他必要な事項
県への通報	総務班、所属室は、必要に応じて県関係室及び県関係出先機関へ遅滞なく連絡する。

(イ) 災害対策本部設置等の報告

項目	実施事項
実施者	各実施部は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、災害警戒設置等の報告事項と併せて、把握した情報等を迅速に本部長（事務局総括班）へ報告する。
報告すべき事項	a 応急対策措置の状況 b 現地活動の問題点 c 今後実施しようとする措置 d その他必要な事項
災害経過の区分	a 発生報告 • 時期：災害発生直後 • 要領：把握した範囲で迅速に報告する。 b 中間報告 • 時期：災害応急対策が完了するまでの期間、毎日正午まで、又は応急対策の進展に伴い随時報告する。 • 要領：その都度把握した範囲で報告する。 c 確定報告 • 時期：当該災害及び被害の応急対策の完了直後とする。 • 要領：確定した内容を報告する。
県への報告	前記、ウの方法により報告する

(3) 被害状況報告

市の関係課は、関係法令その他の規定に基づいて被害の状況を取りまとめるとともに、各調査結果を速やかに別記様式2 被害総括表（資料編「資料3-3-1-1 災害発生及び被害状況報告・通報」）による総括表に記入し、危機管理課（災害対策本部を設置した場合は、本部総務部（庶務班））に報告する。

(4) 人の被害についての即報

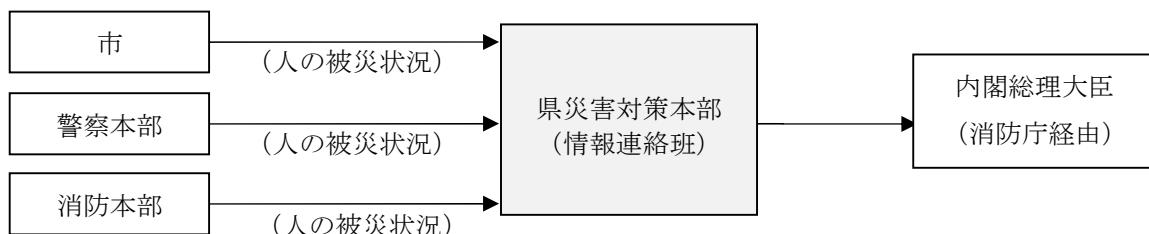
市、県警察本部及び各消防本部が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県災対本部（災害対策本部が設置されて

いない場合は危機管理監)に伝達する。

人的被害の数(死者・行方不明者数)については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行うとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

※ 安否不明者：当人と連絡が取れず安否がわからない者



第2項 通信運用計画

1 方針

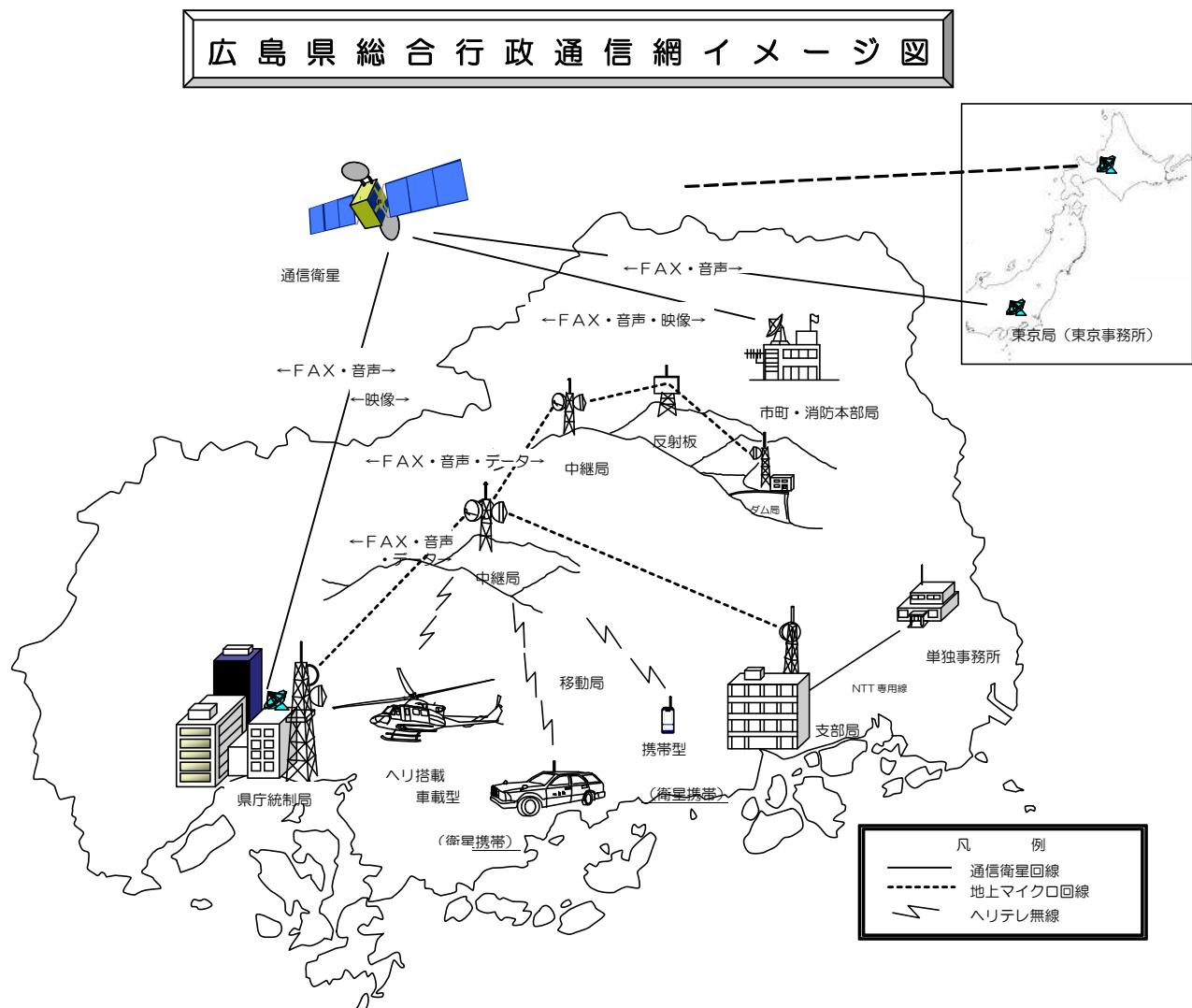
市及び県、その他の防災関係機関は、災害時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、広島県総合行政通信網の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有の無線通信施設などの適切な利用により、非常通信の確保を図る。

通信施設の現状は、資料編「資料2-6-4 防災関係機関別有線通信施設の現況」のとおりである。

2 災害時の通信連絡の確保

(1) 広島県総合行政通信網の活用

市及び県は、広島県総合行政通信網の活用により、震災時における迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。広島県総合行政通信網は、県庁と地方機関庁舎とを地上系多重回線で結ぶとともに、県庁と市町及び消防本部とは、衛星系回線で構成した通信網である。この通信網は、災害時には優先的に通信を確保するため、通信回線の統制機能を有するとともに、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と音声、ファクシミリ、データ、映像の受発信機能を有するものである。



【システムの概要】

- ◇県庁と市町及び消防本部の間は、通信衛星システムを導入、県庁と支部局等の間は現行の地上系無線を再編整備し、高品質のデジタル回線網を構築する。
- ◇災害時における優先通信回線を確保するため、統制機能を有するシステムとする。
- ◇衛星回線と地上マイクロ回線により、災害に強い防災行政無線として安全性、信頼性を確保する。
- ◇通信機器は、二重化と無停電、無瞬断方式を採用し、高信頼性を確保する。
- ◇電話、FAX、データ、画像などさまざまな情報を統合し、情報伝送の効率化、高度化を図る。
- ◇行政の各分野で多角的に活用できる総合的なネットワークとして構築する。
- ◇システム全体の運用状況の遠隔監視・制御・記録を行う集中管理システムを導入し、円滑な運用と省力化を図る。
- ◇県内の各局だけでなく地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と個別、相互に通信が可能となるシステムを構築する。

(2) 公衆電気通信設備の優先利用

ア 加入電話の非常申し込み

市長は、災害時における緊急通信が必要な場合又は通信施設が被災、その他の原因によって制限された場合は、NTT西日本通信施設の「非常緊急通信」又は「非常緊急電報」の取扱いを受けて、通信の優先利用を図る。

イ 特設公衆電話（無償）の要請

防災関係機関は、災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無償）を要請する。

申込先	連絡先
NTT西日本中国支店設備部災害対策室	082-511-1377

ウ 臨時電話（有償）等の申込み

防災関係機関は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申込む。

	申込先	連絡先
固定電話	116センター	116
携帯電話	株式会社ドコモ CS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

エ 防災関係機関の有線通信施設の優先利用

災害時において一般加入電話を利用することが困難な場合には、災害応急対策責任者は、応急対策上必要な連絡のため、中国電力株式会社、西日本旅客鉄道㈱広島支社、警察署その他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、災対法第57条及び第79条の規程により優先利用できるものとする。使用する際の手続き等については、その機関と協議して定める。

(3) 有線通信等が途絶した場合における代替措置

有線通信等が途絶した場合、防災関係機関は、次により通信の確保を図り、災害応急対策の迅速な実施を図るものとする。

ア 防災関係機関設置の無線通信施設の利用

災害時において、有線通信施設・電話を利用できないか又は著しく困難である場合に、人命の救助、災害の救援、災害情報の収集・伝達等応急活動に必要な通信手段として、次にあげる各関係機関の設置又は管理する無線施設を利用するものとする。

(ア) 広島県防災行政無線

(イ) 備北地区消防組合消防無線

(ウ) 中国地方非常通信協議会が策定した非常通信ルートなど、その他関係機関の防災無線等

イ 防災相互通信用無線局の使用

災害時には、異なる免許人の無線局間で通信ができるように共通の周波数を持った防災相互通信無線局を活用する。

(ア) 設置状況

中国地方における防災相互通信無線局の設置は、中国管区警察局、中国地方整備局、

第六管区海上保安本部の各地方機関及び中国地方各県の自治体の一部である。

(イ) 通信方法

各無線局を防災相互通信用のチャンネルに切り替える。ただし、この使用は通信相手も同様のチャンネルにしておく必要がある。

(例) ぼうさいひろしま 1 1 7 の場合

→チャンネル1（通常）をチャンネル2に切り替える。

ウ 災害時における放送要請

市長は、災害に関して、市民に緊急に通知、要請、伝達、警告、及び予警報を伝達する等、特別に必要があるときは、知事を経由して、NHK広島放送局及び民間放送機関に対して協定に基づき所定の手続きにより要請する。

エ アマチュア無線の活用

アマチュア無線局の実用通信（個人的な通信技術の興味によって行う通信以外の通信）は、通常時は禁じられているが、災害時において通信手段が途絶した際には、市及び県は、非常通信として、これを活用することを図るものとする。

市は、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努めるとともに、災害時における非常通信の協力を依頼する。

オ 移動体通信設備の利用

防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信設備（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

(4) 通信機器の供給の確保

市は、県を通じて災害応急対策に必要な通信機器について、必要に応じて、中国総合通信局に応急貸与を要請する。

また、貸与された通信機器は、適切に配分する。

(5) 通信設備の電源の確保

市は、県を通じて災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、必要に応じて、中国総合通信局に移動電源車の貸与を要請する。

3 通信施設の応急復旧

(1) 専用通信

市、県警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、更に電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っており、各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図る。

(2) 公衆通信

NTT グループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

ア 通信の利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

イ 非常通信の確保

(ア) 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

(イ) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

ウ 通信設備の応急復旧

被害を受けた通信施設の応急復旧は、施設の設置者が関係機関の協力を得て実施の責務を有する。市長は、これらが円滑に行われるよう協力する。

また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、中国総合通信局を通じて、県災害対策本部や市の災害対策本部に協力を要請するものとする。

エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の運用

災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等に、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供を運用する。

オ 広報活動（拡大防止策）

(ア) 広報車による広報活動

広報する主な内容は以下のとおりとする。

- ・被災地域と被災模様
- ・復旧のための措置と復旧見込時期

(イ) 報道機関及び行政への依頼

必要に応じて、テレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、また防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

第4節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊災害派遣要請計画

1 方針

災害において、人命又は財産の保護のため特に必要と認められる場合に、自衛隊法及び災対法の規定に基づき、自衛隊に災害派遣要請を行う。

2 災害派遣要請の基準

自衛隊の派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、市の防災能力をもってしては、防災上十分な効果が得られない場合、市長は災対法第68条の2の規定に基づき、知事等に対して災害派遣要請の要求を行う。

知事はこれを受けて特に必要と認める場合に、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、災害派遣の要請を防衛大臣又は指定するものに行う。

防衛大臣又は指定するものから派遣の指示を受けた陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等は、知事等から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

また、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つことまがないと認められる場合は、自衛隊法第83条第2項の規定に基づき、要請を待たずに部隊等を派遣することができる（自主派遣）。自主派遣の基準は以下のとおりである。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

エ その他災害に際し、前記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待つことまがないと認められること。

この場合においても、部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

災害派遣部隊は、緊急性、公共性を重視して関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の救援活動を実施する。

活動区分	活動内容
被害状況の把握及び通報	空中等からの偵察により、被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関に通報する。

活動区分	活動内容
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者が発生した場合は、原則として他の救援活動等に優先して捜索、救助を行う。
消防	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動 (消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
水防	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
人員及び救援物資の緊急輸送	特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。特に緊急を要すると認められるものについては航空機による輸送を行う。
道路及び水路の啓開	緊急通行路及び避難場所等への道路及び水路を重点に障害物を除去し、道路及び水路の確保にあたる。
応急の医療、救護、防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施 (薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
給食、給水及び入浴支援	特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認められる場合は、給食、給水及び入浴支援を行う。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
その他	その他臨機の必要に応じて、避難者の誘導、通信、医療、消防等の支援について、自衛隊の能力で対処可能な範囲で所要の活動を行う。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官がその場にいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。

この場合において、当該市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- ア 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- イ 市の区域内の他人の土地等の一時使用等
- ウ 現場の被災工作物等の除去等
- エ 市の区域内の市民等を応急措置の業務に従事させること。

5 災害派遣要請の手続

(1) 災害派遣要請の方法

要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書（資料編「資料3-4-1 自衛隊災害派遣」）によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の情況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

	要請先、要請者	連絡先
要 請 先	陸上自衛隊第13旅団長 陸上自衛隊第13旅団司令部 第3部（防衛班） 安芸郡海田町寿町2-1	電話：082-822-3101 内線2410 (夜間・土日・祝日等) 内線2900（当直幕僚）
	海上自衛隊呉地方総監 海上自衛隊呉地方総監部防衛部 オペレーション 呉市幸町8-1	電話：0823-22-5511 内線2823, 2222（当直）
	航空自衛隊西部航空方面隊司令官 航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1 司令部防衛部運用課	電話：092-581-4031 内線2348 (課業時間外) 内線2203 (SOC当直)
要請者連絡先	広島県危機管理監危機管理課 広島市中区基町10-52	電話：082-228-2111 内線2783～2786 (直通) 082-511-6720, 082-228-2159
	第六管区海上保安本部 広島市南区宇品海岸3-10-17	電話：082-251-5111 内線3271～3275 (直通) 082-251-5115, 5116（当直）
	大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺64-34	電話：0848-86-8650

(3) 災害派遣要請の要求等

ア 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 市長は、上記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの（陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣をすることができる。

ウ 市長は、上記イの通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

(4) 生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産権等にかかる支援活動については、震災後、要請者と旅団長等が事前に協議し、協定書等を締結するものとする。

6 災害情報の連絡

災害情報の交換は、本計画第3章第3節第1項3「災害情報の収集伝達」の定めるところにより行う。

7 災害地における調整

知事は自衛隊が要請の趣旨に沿ってその業務が円滑に実施できるよう、災害地における災害応急対策責任者相互間の業務の調整、応急対策実施箇所の調整、その他必要な事項について所要の措置をとる。

8 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、市長は、派遣部隊の受入れ体制を整備する。必要に応じて派遣部隊と市との連絡に当たる職員を現地に派遣する。
- (2) 市長は、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

ア 派遣部隊到着前

- (ア) 市における派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）
- (イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が市及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要な適切な施設（場所）の提供
- (ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（平常時から宿营地候補の検討を含む。）
- (エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備
- (オ) 臨時ヘリポートの設定（臨時ヘリポートの設定基準は第2章第5節4(3)参照）

イ 派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- (イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- (ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

9 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

10 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
(資料編「資料 3-4-1 自衛隊災害派遣」参照)
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第2項 相互応援協力計画

1 方針

防災関係機関は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとする。

また、それぞれの応急対策実施項目に関する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。

さらに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

2 実施内容

市は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 知事等に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする職種別人員
- ウ 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- エ 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- オ 応援を必要とする期間
- カ その他必要な事項

(2) 他の市町に対する応援要請

市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

(3) 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

市長は、大規模災害により、市及び備北地区消防組合の消防力だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

(4) 応援協定

ア 広島県防災ヘリコプター応援協定、広島県内航空消防応援協定

市長は、消防組織法第1条に規定する水火災、地震などの災害で航空機の特性を十分に発揮できる災害が発生した場合には、広島県及び広島市との間に締結した応援協定に基づき、広島市消防局に対し航空機の出動要請を行うものとする。

イ 広島県内広域消防相互応援協定及び県境隣接消防相互応援協定

市長は、消防に関する相互応援協定に基づき、応援を要請する。

(5) 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員等を導入した場合、市長は、これらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、あつ旋する。

応援要員の受け入れ、服務その他の勤務条件等に関する事項は、総務部において処理するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(6) 応援要請の受諾

他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り協力する。

(7) 民間との協力

市は、その所掌事務に関する民間機関に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう、協力体制の確立に努めるものとする。

具体的には、食糧品、生活必需品等の調達について、各協力機関との連携を保ち、調達可能数量等を把握することにより、災害時における物資の迅速な集荷を図るものとする。

(8) 応援措置の代行

ア 県による代行

災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、県は、応急措置を実施するため市に与えられた以下の権限のうち、実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行うものとする。

- ・警戒区域の設定
- ・災害応急対策に従事する者以外の者に対する当該区域への立ち入りの制限、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限
- ・他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- ・並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置

イ 国による代行

国は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた以下の権限のうち、実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行うものとする。

- ・他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- ・現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- ・現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

(9) 被災地への職員の派遣

市は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合は、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる市職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第3項 防災拠点施設の運営

県は、災害発生時における災害対策活動の拠点施設として、広島県防災拠点施設を整備している。また、防災拠点施設を補完し、被災地における災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、県は、既存の公園や体育館等の施設をあらかじめ救援拠点（救援物資輸送拠点および救援部隊集結拠点）として指定し、災害発生時に必要に応じて開設することとしている（救援拠点の位置は、第2章第6節15を参照）。

救援拠点のうち、救援物資輸送拠点の災害時の運営にあたっては、県が市町、ボランティア、広島県トラック協会等の協力を得て行うこととしており、市は運営に協力する。

第5節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救出計画

1 方針

災害時において、家屋等の崩壊、がけ崩れ等により多数の要救出者が発生した場合には、市及びその他の防災関係機関等は、相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。なお、被災現地においては、原則として、市長が、救出活動の指揮をとるものとする。

2 陸上災害救難

市長及び消防機関は、次のような事項に対し実施の責任を有するとともに、県警察・知事等の実施する措置に協力する。

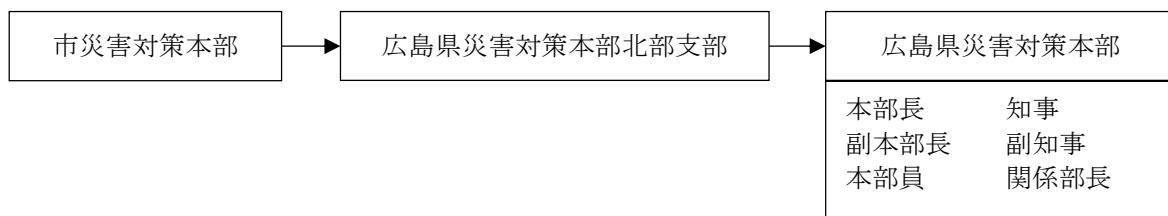
(1) 実施責任者

実施責任者	実施の範囲	法令名
県警察 消防機関	災害により市民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第1条
警察官	災害による遺体の調査	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律
知事 (災害救助法施行令により知事が実施を指示した場合は市町長)	被災者の救出	災害救助法第2条、第4条、第13条 災害救助法施行細則第1条
	遺体の搜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法第2条、第4条、第13条
市長	災害時における身元不明、原因不明の遺体の取扱い	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第2条

(2) 災害救助組織

ア 本市の災害救助の組織は、本計画第3章第2節第1項「組織・動員計画」に基づいて、市災害対策本部の組織によって実施する。

イ 市と県との連絡系統図は次のとおりである。



(3) 実施方法

ア 被災者の救出

(ア) 通常の場合

市長が救難責務を有するが、直接の救出は消防機関、県警察がこれに当たる。

この場合、市長は救出担当機関と密接な連携を保ち救出作業が円滑に行われるよう配慮する。

(イ) 災害救助法を適用した場合

市長は、知事を補助し、消防機関、警察等関係者の協力により救出に当たる。

なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり救出を行う。

イ 遺体の搜索、受入れ、埋葬等

(ア) 遺体の搜索

災害救助法を適用した場合、市長は、知事を補助して消防機関、その他の関係者の協力のもとに災害救助法施行細則の適用基準に従い搜索を行う。

なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

(イ) 遺体の受入れ、埋葬等

a 市長が行う措置

災害救助法が適用された場合において、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の受入れ、埋葬等を行う。

また、災害時における身元不明、原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により措置する。

b 県警察の行う措置

警察官は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律により遺体を調査するなど所要の措置を行う。

ウ 障害物の除去

知事は、災害救助法を適用した場合、災害救助法施行細則に定める適用基準により被災者の日常生活に著しい障害を及ぼすものを除去する。

また、知事が除去の実施を市に委任した場合は、市長がこれを実施する。

3 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

4 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第2項 医療救護・助産計画

1 方針

災害発生時においては、市、県、国、災害拠点病院・協力病院、医師会等の関係機関は、相互に協力して迅速かつ的確に医療救護・助産活動を実施する。

2 実施責任者及び実施内容

- ア 市長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、三次地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
- イ 三次地区医師会は、市から要請がなされた場合又は自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護を実施する。
- ウ 市の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
- エ 災害救助法を適用した場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。
- オ 災害拠点病院・協力病院
 - (ア) 発災時には、広島県救急医療情報ネットワークを利用して、当該施設の被災・稼動状況など、必要な情報の提供及び情報の活用を行うものとする。
 - (イ) 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合には、県、近隣の連携する災害拠点病院・協力病院に応援を要請するものとする。
 - (ウ) 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、災害拠点病院・協力病院間で連携し、医療救護班、災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣等による医療救護活動の実施や重篤患者の受入に対応するものとする。
 - (エ) 自院がD M A Tの拠点本部となる場合には、統括D M A Tを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、D M A Tの支援の下で医療救護活動を実施するものとする。
 - (オ) 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

3 医療救護

(1) 基本原則

県内7つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。

医療救護活動の連絡・調整役として、全県対応の「コーディネーター」と災害医療圏対応の「地域コーディネーター」を県医師会長の任命により設置し、県内の医療救護活動の調整を図る。

市郡地区医師会は、地域コーディネーターと連携する。

医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市町に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。

(2) 救護班の編成及び救助活動

- ア 医療救護に当たっては、市立三次中央病院を中心とし、市内の医療機関の協力を得て救護班を編成し、救護所の開設あるいは巡回により医療及び助産にあたるものとする。災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ日赤等関係機関に応援を要請する。
- イ 救護班の編成は、班長（医師1人）、看護師（2人）、薬剤師（1人）、事務員（1人）をもって1班とする医療救護班3班を編成する。なお、被害の状況に応じて増班するものとする。
- ウ 救護に必要な医薬品及び衛生材料は、市内の販売業者の協力を得て調達する。調達できないものがあるときは、あらかじめ主要医薬品卸業者と調達方法について協議しておき、必要医療品等の確保を図る。
- エ 必要に応じて避難所等に医療救護班が駐在する救護所を開設するものとする。救護所を開設した場合は、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、市民に救護所開設の広報を行う。
- オ 避難所等において医療救護を必要とする場合は、次の事項を明らかにし本部長に要請するものとする。
- (ア) 医療救護班を派遣する場所
 - (イ) 救護を必要とする被災者数
 - (ウ) 救護を必要とする種類及び程度
 - (エ) その他
- カ 本部長は、救護班の派遣要請を受けたとき又は被災の状況により医療救護活動の必要性を認めたときは、三次地区医師会に対し救護班への派遣を要請する。

(3) 医薬品・医療資機材の確保

- ア 災害発生後初期段階への対応

市は、県と連携し、家屋倒壊等による負傷者を想定して、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療薬等の医薬品・医療資機材（以下「医薬品等」という。）の確保に努めるものとする。また、県は、重篤患者の救命に必要な医療資機材等については、特に災害拠点病院への備蓄を推進するものとする。

備蓄医薬品等の管理については、市立三次中央病院、三次地区医師会、又は県医師会等に協力を依頼するものとする。

- イ 災害発生後中期以降への対応

避難場所の被災者に対するいわゆる家庭の常備薬（風邪薬、胃腸薬、解熱鎮痛剤等）等については、県薬剤師会三次支部、県医薬品卸協同組合等の協力により、流通時等の在庫を供給源とする。

なお、県は、前記ア）の場合も含め、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じた場合又は市からの要請があった場合は、関係業者等から速やかに調達できるよう努めるものとする。

(4) 災害救助法が適用された場合の医療

- ア 医療の対象となる場合

- (ア) 医療機関が被害を受け、診療のための人的、物的機能が停止した場合
- (イ) 無医地区のように、元来医療機関が存在せず、隣接地区に所在する医療機関の医療

を受けていたが、災害の発生により交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合

- (ウ) 災害により市の医療機関の1日診療可能患者数をはるかに超える患者がある場合
- (エ) 簡単な投薬処理しかできない診療所のみの地区で複雑な処置、特殊な診療を要する患者が発生した場合

イ 医療の範囲

- (ア) 診察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

ウ 医療の方法

- (ア) 原則として市の医療班によって実施する。
- (イ) 重病患者で、市の医療班では人的、物的に救護が困難な場合は、病院、診療所に収容して医療を実施する。

エ 医療救助期間

災害発生の日から14日間とする。特に必要がある場合は期間延長を行う。

(5) 救急搬送の実施

負傷者の医療機関への搬送は、原則として消防部が実施する。

救護所から医療機関へ搬送する場合で、市が対処できない場合は、県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、防災関係機関の所有するヘリコプター等により行う。

迅速・的確な救急救命措置を講じるための医師と救急救命士の連携体制を構築する。

4 公衆衛生活動

(1) 災害時公衆衛生チームの設置

衛生班を中心として災害時公衆衛生チームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。

(2) 災害時公衆衛生チームの派遣

ア 市で十分な公衆衛生活動ができないと判断し、県に依頼したとき又は県が自ら必要と認めたときは、県は、県保健所職員からなる調査班(県)を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。

イ 県は、調査班(県)の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班(県)を編成し、避難所等に派遣する。

ウ 保健衛生班(県)は、衛生班(市)と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

(3) こども支援チーム

ア 災害時の子供の心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織するこども支援チームを被災地に派遣する。

イ 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け付け、

地域住民の利便性を確保する。

ウ 学校、保育所及び幼稚園等、子どもの支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子どもの心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

(4) 保健師

ア 統括保健師は、保健師が行う活動の総合調整を行う。

公衆衛生活動の初動時において、県からリエゾン保健師の派遣があった場合は、当該保健師と連携して行う。

イ 県保健所保健師は、災害時公衆衛生チームの一員として活動すると共に、被災市町の保健師が行う活動を支援する。

5 災害派遣精神医療チーム（以下「D P A T」という。）の派遣

ア 災害時の心のケアのため、必要に応じて、医師、看護師等により組織するD P A Tを被災地に派遣する。

イ D P A Tが不足するときは、県内医療機関、他都道府県等に対して、D P A Tの編成及び派遣を求める。

ウ D P A Tの派遣・受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

6 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

7 助産

原則として医療救護に準じて実施する。

災害救助法が適用された場合は、次によって実施する。

(1) 助産の対象

災害発生以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途のなくなったもの。

(2) 助産の範囲

分娩の介助、分娩前後の処理、衛生材料の支給

(3) 助産の期間

分娩した日から7日以内

第3項 消防計画

1 方針

市及び備北地区消防組合（以下「市等」という。）は、その施設及び人員を活用して、出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施し、市民の生命、身体及び財産を火災から保護し、火災等の災害による被害の軽減を図る。

2 実施責任者

消防については、市等がその責務を有するが、非常事態の場合において緊急の必要があるときは、県が災害防御の措置に関して必要な指示を行う。

3 実施方法

応急対策等の実施は、「三次市消防計画」（別編）に定めるところによる。

4 事業所等の活動

消防署長は、事業所等に対し、次の措置を講ずるよう指導するものとする。

(1) 火災予防措置

L P ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 事業所等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

L P ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 警察及び消防機関等関係防災機関へ速やかに状況を連絡する。

ウ 立入禁止等の必要な措置を講ずる。

5 相互応援協力体制の整備

市等は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（平成 29 年 6 月 1 日締結）により、県内で発生した災害に対して、その消防機関の消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

6 広域災害発生時における市の措置

(1) 市長は、大規模な災害等が広域に及び、市において被害状況の把握が困難な場合、知事に対して県警察、自衛隊及び第六管区海上保安本部のヘリコプターによる火災の発生状況等の偵察を依頼する。

- (2) 市長、備北地区消防組合消防長は、大規模な災害等が広域に及び緊急の必要があるときは、知事の指示により、消防相互応援の実施、その他災害の防御の措置を行う。
- (3) 知事は、大規模な災害等が拡大し、県内の消防力だけでは対応できず、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防庁長官に対し、必要事項を明らかにして、緊急消防援助隊の応援等について要請する。

7 慘事ストレス対策

市等は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

備北地区消防組合は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第4項 水防計画

1 方針

洪水時等の水災に際して市及び防災関係機関は、警戒、防御及びこれによる被害を軽減するため、速やかに応急対策を実施する。

2 実施責任者

水防については、水防管理団体である市がその責務を有する。

3 実施方法等

応急対策の実施は、「三次市水防計画」（別編）に定めるところによる。

また、災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の所轄に属することとし、水防の有機的一体性の確保に努める。

第5項 危険物等災害応急対策計画

1 方針

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵し又は取り扱う事業所においては、危険物等の流出、出火、爆発等の災害が発生した場合、自衛消防組織等の活動により、被害を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、関係行政機関は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

2 実施方法

(1) 危険物災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、危険物施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、市民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 危険物施設の所有者、管理者及び占有者

(ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

(イ) 県警察、消防及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

(ウ) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

イ 市

(ア) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。

(イ) 危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、次に掲げる措置をとるよう指示し、又は自らその措置を行う。

a 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

b 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

c 危険物施設の応急点検

d 異常が認められた施設の応急措置

また、必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、市民の立入制限、退去の指示等を行う。

(ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(エ) 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

(2) 高圧ガス災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、高圧ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、市民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 高圧ガス施設等の所有者、占有者の措置

(ア) 製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充填容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

(イ) 県警察、消防及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

イ 市

(ア) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。

(イ) 製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、市民の立入制限、退去の指示等を行う。

(ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(エ) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

(3) 火薬類災害応急対策

火薬類関係施設等（火薬類の製造所、販売所、貯蔵所、運搬車両、消費事業所）の事業者及び関係行政機関は、火薬類関係施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に市民等への公共の安全を確保するため、次の措置を実施する。

ア 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者

(ア) 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、見張人をつけること。通路が危険であるか又は搬送する余裕がない場合には、水中に沈める等安全な措置を講じる。あるいは、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

(イ) 県警察、消防及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

(ウ) 平成9年1月に火薬類対策推進広島県会議が策定した「火薬類関係施設等緊急防災対策マニュアル」に基づき、円滑かつ確実に防災対策に取り組むものとする。

イ 市

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。
- (イ) 火薬類の所有者及び占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、市民の立入制限、退去の指示等を行う。
- (ウ) 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずる。
- (エ) 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- (オ) 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。
- (カ) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずる。
- (キ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (ク) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

(4) 毒物劇物災害応急対策

当該事業者及び関係行政機関は、毒物劇物施設等が火災、漏洩事故等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、市民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 毒物劇物施設の所有者、管理者及び占有者

- (ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物を安全な場所に移動する等、飛散、流出等の防止対策を講ずる。
- (イ) 保健所、県警察又は消防機関及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。
- (ウ) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

- (エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

イ 市

- (ア) 県、保健所、警察署及び消防本部へ災害発生について、直ちに報告する。
- (イ) 県、施設管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、危害防止のため必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、市民の立入制限、退去等の指示等を行う。

- (ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所企業の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消化活動を実施する。
- (エ) 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

(5) 危険物輸送車両等の応急措置

消防機関、警察、県は、危険物を移送し、または運搬する事業所等に対し、災害発生を阻止するため、次の措置を行う。

- ア 施設の管理者、危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を実施させる。
 - ・危険物運搬車両の運転の自粛、中止措置
 - ・タンクローリー等の荷おろしの停止措置
 - ・危険物の流出等の防止措置及び流出した場合の回収等の処理の実施
 - ・道路交通の状況により、危険物運搬車両の安全駐車措置
- イ 施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するため、消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 方針

災害時において、交通、輸送の機能が途絶し、又は混乱した場合において、市及び道路管理者等は、これらの機能又は秩序を速やかに回復し、緊急輸送を円滑に行う。

第2項 交通秩序応急対策

市長は、道路の被害状況及び交通の状況把握に努め、それぞれの道路管理者と連絡を密にし、必要に応じ通行の規制等災害に伴う交通混乱の防止のための措置について三次警察署長に要請する。三次警察署長は、交通規制を行った場合は、市長に通報する。

三次警察署長は、災害時の交通混乱を防止し、交通秩序を確保するため、被災区域以外についても道路交通法の定めるところにより所要の一般交通の規制を行うがこの場合、市長その他交通施設の管理者及び消防機関等は、その施設の管理保全により交通秩序が維持されるよう有機的な連携に努める。

1 警備対策

警察は、関係機関及び自主防犯組織等と密接な連絡、連携を図り、迅速、的確かつ効果的な警備対策を推進し、被災地およびその周辺における市民の生命、身体、財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、治安に万全を期するものとする。

(1) 警備活動

警察は、「防災関係機関の事務又は業務の大綱」に定める活動を行うため、次の警備の体制等をとるものとする。

ア 警備の参集

警察職員は、災害の発生を知ったときは、県警察本部長の定めるところにより自動的に参集し、災害警備活動に従事する。

イ 災害警備対策本部等の設置

警察は、署長を長とする署灾害警備対策本部を設置し、警備体制を確立する。

(2) 警備部隊の編成及び部隊運用

災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、署長は警備部隊の編成を行い迅速かつ的確な部隊の運用を行う。

2 災害時における交通の規制

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

緊急通行車両とは、災害対策基本法施行令(昭和37年第288号)第32条の2で定める、道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事す

る者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両である（以下同じ）。

(1) 被災地及び周辺における優先通行

緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

(2) 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として指定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該の区域又は道路の区間については、緊急通行車両以外の車両の走行を抑制する。

(3) 県内への車両の流入制限

隣接県に通じる中国縦貫自動車道、中国横断自動車道尾道松江線、山陽自動車道、国道2号、国道54号、国道183号等主要道路については、隣接県又は近接県による指導・広報により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、県内への車両の流入を極力制限する。

このため、県内の主要交差点、隣接県境及び高速道路の各インターチェンジ等必要な箇所に交通検問所を設置する。

3 運転者に対する指導、広報

県公安委員会は、一般国道、主要地方道等管内の幹線道路を主体に、幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間やう回路等の周知を図るとともに、「運転者のとるべき措置」として、次の事項を遵守するよう指導、広報を行う。

(1) 走行中の車両

ア 通行禁止の区域からの移動。速やかな移動が困難な場合、車両を緊急通行車両の妨害とならない方法で駐車する。

イ カーラジオ等により、地震情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のための車両

避難は、原則として徒步で行き、車両を使用しない。

4 路上の障害物除去等

ア 県公安委員会は、災対法第76条の3の規定に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限しようとするときには、あらかじめ当該道路の管理者に通知するとともに、

連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。

イ 警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、これを道路外の場所へ移動することを命じることができる。

なお、命令の相手方が現場にいない等により、当該措置等を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官が現場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員は、当該措置をとることができる。

ウ 道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

エ 道路管理者は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

(ア) 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

(イ) 指定道路区間の周知

道路管理者は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間に内に周知しなければならない。

(ウ) 車両等の移動

道路管理者は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

(エ) 土地の一時利用

道路管理者は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

(オ) 損失補償

道路管理者は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

5 通行禁止又は制限に関する広報

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合には、直ちに禁止又は制限の対象、区域及び期間について徹底した広報を実施する。

6 関係機関との連携

ア 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合は、道路管理者等の関係機関や警備業協会等の関係団体との間で相互に緊密な連携を保ち、適切

な交通規制を行うものとし、その状況を災害対策本部へ通報するものとする。

- イ 県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間における指定若しくは命令又は措置をとるべきことを要請する。
- ウ 県公安委員会は、交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と協力して、その解消に適切な対応措置を講ずる。
- エ 通行妨害車両等の排除については、一般社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以下「JAF」という。）と「災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する協定」を締結していることから、JAFに対して協力を要請する。

7 緊急通行車両又は緊急輸送車両及び規制除外車両の事前届出及び確認

県公安委員会は、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は道路の区間を指定して行った場合、災対法、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）の規定に基づく、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）及び災対法第76条第1項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出及び確認を、県公安委員会（交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊）又は県知事（県民活動課）において行う。

なお、緊急通行車両の「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の様式は、資料編「資料3-6-1 緊急通行車両関係」別記1,2のとおりである。

8 緊急通行車両等の事前届出・確認の手続き

県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される計画がある車両及び指定行政機関等が所有する車両について、災対法施行令第33条第1項の規程に係る事前届出の手続きを行わせる。

(1) 事前届出の対象とする車両

災対法の規定に基づく緊急通行車両と地震法の規定に基づく緊急輸送車両、原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両がある。

災対法の規定に基づく緊急通行車両等の対象は県地域防災計画に示すとおりである。

(2) 事前届出に関する手続き

ア 事前届出者

事前届出を行うことができる者は、当該車両を使用して行う業務について責任を有する者又は代行者とする。

イ 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署とする。

ウ 事前届出に必要な書類

- ・当該車両の自動車検査証の写し（1通）

- ・契約等により災害応急対策等に従事する車両にあっては当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類（指定行政機関等の上申書、輸送協定書、覚書等）
- ・緊急通行車両等事前届出書（車両1台につき2通、資料編「資料3-6-1 緊急通行車両関係」別記3）

(3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付等

ア 事前届出があった場合は、事前届出を受理した警察署において緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」という。資料編「資料3-6-1 緊急通行車両関係」別記3）を交付する。

災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及び交通検問所へ持参することにより緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。

イ 届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに交付を受けた警察署へ返還させる。

9 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の事前届出・確認

(1) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両については、規制除外車両として取扱う。

(2) 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。

規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約により、災害発生時等に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両等の取扱いになるため、改めて緊急通行車両等としての事前届出を行う必要がある。

(3) 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(4) 事前届出に関する手続き

事前届出者及び事前届出先は、8の(2)と同様とする。

(5) 事前届出に必要な書類

- ア 当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類の写し
- イ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両、医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両は、使用者や製造者・販売者であることを確認できる書類。
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）、建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）。

- イ 規制除外車両事前届出書（車両1台につき2通、資料編「資料3-6-1 緊急通行車両関係」別記4）
- ウ 当該車両の自動車検査証の写し（1通）

(6) 規制除外車両事前届出済証の交付等

ア 事前届出があった場合は、事前届出を受理した警察署において規制除外車両に該当すると認められるものについては、「規制除外車両事前届出済証」（以下「除外届出済証」という。資料編「資料3-6-1 緊急通行車両関係」別記4）を交付する。

災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた除外届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及び交通検問所へ持参することにより規制対象除外車両通行証明書（資料編「資料3-6-1 緊急通行車両関係」別記5）及び標章（資料編「資料3-6-1 緊急通行車両関係」別記6）を交付する。

イ 除外届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を、速やかに交付を受けた警察署へ返還させる。

第3項 交通施設災害応急対策

1 実施責任者

交通施設の区分	実施責任者
道路	道路管理者 (中国地方整備局、県、市、西日本高速道路株式会社中国支社)
鉄道・軌道	西日本旅客鉄道株広島支社、岡山支社、米子支社

2 実施基準

道路、鉄道等の交通施設に係る災害応急対策は、当面必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後、本来の機能回復に努めるものとする。

この場合の実施の基準は、概ね次に掲げる順序による。ただし、人命、財産の危険のある場合又は急施を要する場合はこの順序によらず実施する。

- (1) 孤立地域の解消。この場合の地域は市単位を原則とする。ただし、人命の救助等急施を要する場合はこの限りでない。
- (2) 広域間の幹線交通の確保
- (3) その他の道路交通の確保。この場合交通量の多い路線又は区間から実施する。

3 実施方法

施設の管理者は、それぞれ管理する交通施設の災害に対処する計画を定め、災害応急対策を実施する。

災害応急対策の実施にあたっては、市及びその施設の所在する地域の関係機関は、自己の業務に支障のない範囲において、これに協力する。また、主要路線が災害のため交通不能になった場合は、有線放送等により一般に周知するとともに、災害現場に迂回路を図示

して立看板等を設ける。

応急措置に必要な主な建設機械等は、市内土木建築業者等に依頼し確保する。（資料編

■防災資機材）

県は、指定市以外の市町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、権限代行制度により工事を行うことができる。

第4項 応急輸送対策

1 方針

被災者及び災害対策要員の輸送、応急対策のための資材、物資の輸送等に必要となる輸送力は、それぞれ災害対策責任者で確保するが、市長はこれらが円滑に実施できるよう協力する。

災害の規模等により災害応急対策責任者及び市の能力をもってしても必要とする輸送力が確保できない場合は、知事に協力を要請する。

2 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲

緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲は、次のとおりとする。

- ・被災者
- ・災害対策要員
- ・救助用物資、資機材
- ・救急医薬品、衛生材料、医療用具及びその他医療関係物資
- ・食糧、飲料水、生活必需品等
- ・障害物の除去及び運搬
- ・塵芥処理及び運搬
- ・応急復旧用資機材
- ・その他必要な人員、物資等

3 輸送手段の確保

(1) 車両による輸送

市は、各実施部が輸送手段として必要とする輸送車両等については、原則として各実施部が保有する車両等を使用し、不足が生じた場合は総務部が以下の方法で調達、管理する。

市有以外の車両を確保する必要がある場合は、公共事業体及び業者所有の車両を活用する。

（資料編「資料2-6-12 車両の状況」）

災害時の応急輸送が、市の保有する輸送力では不十分又は不可能と判断される場合は、必要事項を明示して他の市町村又は県にあっせんを要請する。

ア 車両の確保

- ・市内のタクシー会社から調達
- ・貨物乗用車は、市内貨物輸送会社から調達

- ・バスは、市内バス会社から調達
- イ 燃料の確保
 - ・広島県石油商業組合三次支部に依頼し、燃料の確保に努める

(2) 鉄道輸送

被災者又は物資の輸送のため車両の増結、臨時列車の増発等を必要とする場合は西日本旅客鉄道株式会社等と協議して適切な措置を講ずるものとする。

(3) 航空機による輸送

災害の態様等により航空機等による輸送が必要になった場合は、市長は直ちに知事に要請する。

4 輸送対象別の輸送手段

(1) 人員輸送

避難勧告又は指示が発せられた場合、本部長は市保有の乗用車等の派遣を考慮し、人員の早期輸送を行う。保有車両のない場合は、バス会社等から調達する。

(2) 資材等の輸送

総務部長は、応急対策上必要な資機材及び救護活動上必要な資材を輸送する。
なお、輸送に使用する車両は、平常時各部において管理している車両を優先して使用する。
また、保有車両のない場合は、総務部長が配車した車両を使用する。

県等からの緊急援助物資及び調達した医薬品・食料等は、次の集積地に一時的に集積し、各被災地の必要に対応した効率的な搬送を行う。災害の状況によっては、コミュニティセンター又は学校等適当な場所を選定する。

なお、大規模災害時における救援物資輸送拠点は、第2章第6節15「防災拠点施設」とおりとする。

第7節 避難生活及び情報提供活動

第1項 避難計画

1 方針

災害未然防止のための避難の指示及び避難した者の保護のため、必要となる指定避難所の開設等について定め、生命、身体、財産の保全を図る。

2 指定避難所等の開設等

(1) 指定避難所設置義務

市は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に指定避難所を開設する責務を有する。

災害救助法が適用され、知事が実施を委任した場合、市長は実施責任者として（災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条による）、災害が発生した日から7日以内（特に必要な場合は延長を行う）の間、指定避難所を開設して救助に当たる。

(2) 避難所の開設等

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、市は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(3) 避難所の把握及び周知

指定避難所及び福祉避難所の所在地、名称、概況、受入れ可能人数等その実態を把握するとともに関係者に周知する。

(5) 知事への報告

市長は、災害救助法に基づき、被災者を収容する避難所を開設した場合、次の要領によって知事に報告する。

ア 報告先

a 通常の場合

広島県危機管理監

b 県災害対策本部設置の場合

本部情報連絡班

イ 報告の方法

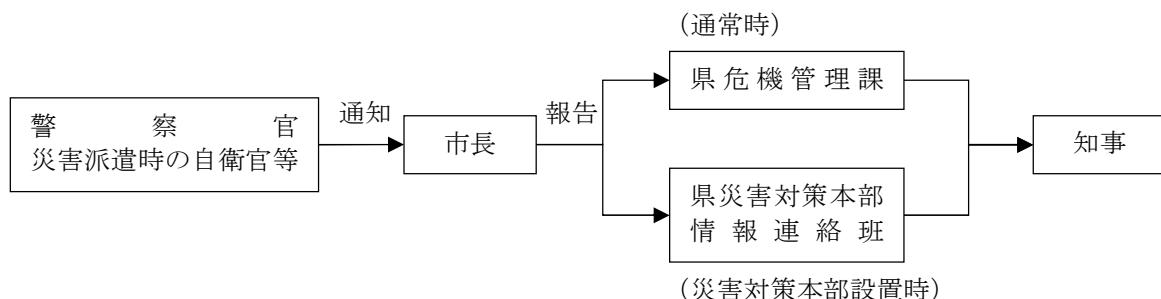
開設後直ちに県総合行政通信網（無線）又は電話により報告し、その後速やかにファクシミリによって行う。

ウ 報告事項

避難所開設日時、場所、開設箇所数、収容可能人員、及び開設期間の見込み。

(6) 関係機関相互の通知及び報告

ア 避難の指示権者が、避難の勧告、指示を行ったときは、次の系統により通知又は報告をする。



(ア) 市長が、避難を勧告・指示したとき、又は他の指示権者から避難の指示をした旨の通知を受けたとき、市長は、速やかにその旨を知事に報告する。

(イ) 警察官又は災害派遣時の自衛官が避難を指示したときは、その旨を市長に通知する。

(ウ) 水防管理者が避難の指示をしたときは、その旨を三次警察署長に通知する。

(エ) 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を三次警察署長に通知する。

イ 避難の勧告又は指示を行ったときは、他の関係期間と相互に連絡し協力する。

ウ 警戒区域の設定等を実施した警察官は、その旨を市長に報告する。

3 避難行動要支援者の避難等

市は、市民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の安否を確認し、適切に避難誘導する。

指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市ののみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、市が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、市の支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

4 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、市町、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、自治会や自主防災組織等と協力し、

施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(1) 開設期間

災害発生の日から原則として7日以内とする。

(2) 費用

避難所の開設に伴う費用の範囲・額等は、災害救助法が適用された場合に準じて、その額を超えない範囲とする。

(3) 避難所の責任者等の指定

避難所を開設したときは、次のとおり、管理責任者及び各避難所に連絡員を指定し、避難所の管理と収容者の保護に当たる。

ア 管理責任者

厚生部（厚生部長（福祉保健部長）の指名する者、各支所長が指名する者）

イ 連絡員

厚生部（救護班担当職員ならびに必要に応じて庶務班・衛生班・福祉班担当職員、各支所長が指名する者）

ウ 担当業務

- a 避難所の管理、維持に関すること。
- b 避難者の状況の把握に関すること。
- c 市災害対策本部との連絡調整に関すること。
- d 記録に関すること。

(4) 管理・運営にあたっての留意事項

ア 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

イ 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

ウ 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利

用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

- エ 避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。
- オ 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- カ 県及び市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- キ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- ク 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- ケ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- コ やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。
- サ 「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

県は、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受入れが難しい場合は、各動物愛護（管理）センターに対し、一時預かり先等について相談する。

市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努

めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ 県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市町を支援するものとする。

5 広域的避難

市が被災し、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難（広域一時滞在）が必要であると判断した場合には、災対法第86条の8の規定に基づき、県内当該市町長と協議する。協議にあたり、市長はあらかじめ県知事に報告する。あらかじめ報告することが困難な場合は、協議の開始の後、遅滞なく報告する。

大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、災対法第86条の10の規定に基づき、市に代わり必要な手続きを行うものとする。

市及び県は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

また、他の市町が被災し、県から災対法第86条の8に基づく広域一時滞在もしくは、災対法第86条の9に基づく都道府県外広域一時滞在に関する支援の要請があった場合、県と連絡調整し支援を行う。この場合、市は、市自らが被災するなどの被災住民を受入れないについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、避難所を提供する。市は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。被災住民の受入が不要となった旨の通知を県から受けた場合、市は、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

なお、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

6 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、市は、市民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第2項 災害広報・被災者相談計画

1 方針

災害発生時においては、被災地及び隣接地域の市民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し市民の不安解消に努めるとともに、市民自らの適切な判断が取れるようになることが重要となる。このため、市は、各関係機関と一体となり、適切かつ迅速な広報活動を行う。

なお、市民への情報伝達にあたっては、積極的に報道機関への協力を依頼するものとする。

また、速やかな対策を講じるために、市及び各関係機関において被災者相談を行い、被災地住民の要望事項等の把握に努める。

2 実施方法

(1) 広報活動

ア 広報責任者

市は、「災害情報計画」(第3章第3節第1項)で得た情報及び市民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めたときは、市が定める広報手続きにより、広報活動を実施する。

市は、災害対策本部を設置した場合において、関係機関から得た情報を市民に周知させる必要があると認めた場合は、記者クラブを通じて広報活動を実施する。

ただし、急を要する広報については、直接各放送機関に対して広報事項を示して、放送の要請を行う。

イ 広報の目的

市は、災害発生直後には、パニック、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

ウ 広報機関による広報の内容及び方法

(ア) 市、消防機関（備北地区消防組合三次消防署、三次市消防団）

市、消防機関は、県警察、その他関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。

広報の内容	災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、地震等に関する予警報及び情報 ・避難に関する情報（避難場所、避難指示等） ・医療、救護所の開設に関する情報 ・災害発生状況に関する情報 ・出火防止、初期消火に関する情報 ・二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置） ・その他必要な情報
-------	--------	--

	応急復旧時	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報 ・電気、ガス、水道の復旧に関する情報 ・交通機関、道路の復旧に関する情報 ・電話の利用と復旧に関する情報 ・ボランティア活動に関する情報 ・仮設住宅、ホームステイ等に関する情報 ・臨時相談所に関する情報 ・市民の安否に関する情報 ・被災宅地危険度判定に関する情報 ・その他生活情報等必要な情報
広報の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・音声告知放送等による広報 ・インターネット等を利用した広報（ホームページ・SNS） ・窓口による広報 ・広報車、ハンドマイク等による広報 ・立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報 ・ビラ配布等による広報 ・自主防災組織、自治会組織等を通じての連絡 ・県に対する広報の要請 ・報道機関への情報提供、放送要請 ・文字、手話、外国語等を用いた広報 ・携帯電話による災害速報メールを利用した広報 ・CATVの活用 ・登録制メール、エリアメール、防災アプリの活用

(イ) 県警察

県警察は、防災関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を実施する。

広報の内容	(ア)の実施内容のほか、次の事項を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通規制に関する情報 ・犯罪の防止に関する情報
広報の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広報車、無線警ら車、ハンドマイク等による広報 ・立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報 ・ヘリコプターによる広報 ・警察庁、中国四国管区警察局、各都道府県警察本部を通じた広報 ・報道機関への情報提供 ・日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者等を通じた道路状況広報 ・広島県警察メールマガジン、インターネット等を利用した広報

エ インターネットを利用した広報の留意点

災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、主要な情報発信ツールと位置づけ、SNS（LINE・Facebook・Twitter）に簡易版ホームページの役割を持たせるなど、広報責任者は、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする。

オ 放送機関に対する放送の依頼

市長及び知事は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、あらかじめ協議して定めた手続きにより、依頼する。なお、市長は、知事を通じて依頼する。

カ 災害に係る記録写真の取材

災害が発生した場合、災害応急対策責任者は可能な限り災害記録写真等の取材に務め、取材条件を添え整理保存する。災害対策本部又は各関係機関から要請があった場合、自己の業務に支障を及ぼさない限り記録写真等の貸与又は提供をする。

キ 報道機関への発表

本部の報道機関への対応窓口は、総括部広報広聴班とする。

本部及び各実施部における決定事項の発表は、原則として経営企画部長が行う。

(2) 被災者相談活動

ア 被災者相談機関

災害が発生したときには、各防災関係機関は、被災者の生活環境の早期改善のため、速やかに被災者又は関係者からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等に対処する。

イ 相談方法

各防災関係機関は、被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、要望・苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

(3) 安否情報の提供等

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう個人情報に配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第3項 住宅応急対策計画

1 方針

災害時には、多くの住家が滅失又は損壊することが予想される。この場合、自己の資力により居住する住家を確保できない被災者を対象に応急仮設住宅を設置し、又は居住のための必要最小限の住宅の応急対策を実施する。

2 実施する応急対策の内容

- ア 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- イ 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- ウ 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- エ 民間賃貸住宅の情報提供等

3 実施責任者

- ア 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努める。なお、県内のみで確保が困難な場合、近隣他府県へ被災者を一時受入れするための施設の提供を要請する。
- イ 市長は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき知事と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- ウ 市長は、災害救助法第13条及び同法施行令17条の規定により、前各項の救助について知事から実施を委任されたときは、市長が実施する。

4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

(1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

また、知事は、罹災証明の発行の状況を踏まえ、必要に応じて、対象の拡充について検討する。

(2) 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市長が行う。

ただし、特別な事情がある場合には、市長の協力を得て、知事自ら実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れについても配慮するものとする。

(4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、「広島県応急仮設住宅建設マニュアル」に従い実施する。

ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、市長の意見を聞き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、学校グラウンドなどの公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

ウ 関係団体との協力協定

知事は、災害時に応急仮設住宅の建設を迅速に進めるために、住宅建設に係る関係団体とあらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

また、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。協定を締結した関係団体とは、平時から緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

なお、協定締結団体が複数となる場合の調達方針については、広島県応急仮設住宅建設マニュアルで定めるものとする。

エ 資機材の調達

県（救助実施市）は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、国に資機材の調達に関して要請するものとする。

応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等に当たっては、適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係団体等との連絡調整を行う。

(5) 民間賃貸住宅の借上げ

知事は、民間賃貸住宅の借上げを迅速に実施するため必要となる取扱い等について、あらかじめ検討を進めるものとする。

ア 関係団体との協力協定

(ア) 知事は、災害時に民間賃貸住宅の借上げを迅速に進めるために、民間賃貸住宅に係る関係団体と、借上げ可能な民間賃貸住宅の空き家情報の提供について、あらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

(イ) 知事は、民間賃貸住宅の無報酬での媒介について、宅建業関係団体に対して協力を要請するものとする。

(ウ) 知事は、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。

(エ) 知事は、民間賃貸住宅の提供について協定締結団体に対して協力を要請するものとする。

(オ) 知事は、平時から協定を締結した関係団体と緊急時の連絡体制や制度運用等について

て情報共有を図るものとする。

5 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が市長に実施を指示し、市長が実施する。

ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合は市の協力を得て知事自ら実施する。

(1) 対象となる者

住宅の応急修理の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

(2) 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

(3) 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市長の意見を聞いて決定する。

(4) 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

(5) 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の適用がある者について受け入れを行う。

また、緊急対応として、災対法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、市内公営住宅の一時的目的外使用許可による受け入れ施設の提供も考慮する。

7 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与

知事は、前記6の公営住宅の提供を考慮する場合には、企業等の所有する社宅・寮及びその他の宿泊施設の提供による供与について協力を要請するものとする。

8 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

(1) 事前対策

- ア 市長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。
- (ア) 建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置
 - (イ) 建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請
 - (ウ) 建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
 - (エ) 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等
 - (オ) 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
 - (カ) 建築判定用資機材の調達、備蓄
 - (キ) その他必要な事項

イ 知事は、市からの要請に対し的確な支援を行う。

ウ 県は、建築関係団体と協力し、建築判定士等の養成を行う。また、市と協力して、必要な判定用資機材を備蓄しておく。

(2) 建築判定実施の事前準備

ア 市長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

イ 県及び市は、地震被害に備え、市は建築判定実施本部を、県は被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「建築判定支援本部」という。）の体制について、あらかじめ整備しておく。

(3) 応急危険度判定の実施

ア 市長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、市からの支援要請があったときは、建築判定支援本部を設置し、必要な支援を行う。なお、県は、建築判定士等の派遣等により、積極的に市町の活動を支援するものとする。

ウ 県及び市は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

エ 県及び市は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

オ 県は、所定の建築判定用資機材が不足する場合には、市に代わって、これを調達する。

(4) 県と市間の連絡調整等

- ア 市は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。
- イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を隨時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

(5) 国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

知事は、地震被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合には、国土交通大臣及び他都道府県の知事に対し、必要な支援を要請する。

9 民間賃貸住宅の情報提供

知事は、民間賃貸住宅の情報提供や無報酬での媒介について（公社）広島県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会広島県本部協力に対して協力を要請するものとする。

10 被災宅地危険度判定

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

第8節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

1 方針

災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。

また、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2 実施責任者及び実施内容

ア 市長は、災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。備蓄数量及び備蓄場所については、地震被害想定等を勘案して別に定める。

イ 市長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

エ 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、市、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

3 実施方法

ア 市長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

食料の配給は原則として避難場所で行うものとし、配給に際しては、職員、施設管理者、ボランティア等が協力し、円滑かつ公平に配給できるよう連携を図るものとする。

なお、炊き出しは、市が開設する指定避難所内又はその近隣において実施する。

イ 市長は、知事等から食料の供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ集積場所、担当者の指定、受入体制及び配給体制等を整備しておくものとする。

ウ 市は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

エ 市は、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

4 食料供給の適用範囲及び期間

ア 指定避難所に受入れされた者

イ 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者

ウ 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）

- エ 旅館やホテルの宿泊人及び前記の住家への宿泊人、帰宅困難者等の来訪者
- オ 被災地内に停車、停船した列車、船舶等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者
- カ 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。被災地区の状況に応じその配給期間等を必要最小限にとどめ、速やかに通常供給に復帰するように措置するものとする。

5 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

第2項 給水計画

1 方針

災害により水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対し、県、市、水道事業者及び水道用水供給事業者は最小限度必要となる飲料水を確保する。

2 実施責任者

災害により次の事態が発生した場合、法令の定めによりそれぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

番号	給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
①	災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事（知事が実施を委任したときは市長）	〔災害救助法第4条、第13条 災害救助法施行令第17条〕
②	知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	市長	〔感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第31条〕
③	災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者又は 水道用水供給事業者 (以下「水道事業者等」という。)	〔水道法（昭和32年法律第177号）第40条〕

3 給水の基準

(1) 災害救助法による飲料水の供給

災害のため、飲料に適する水が得られない場合は、7日間以内（必要な場合延長ができる）の期間供給する。

(2) 感染症予防上必要と認め知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合

停止区域の市民に対して1人1日20㍑程度を停止期間中供給する。

(3) 水道法による水道用水の供給

災害等により水道施設が被害を受けた場合、緊急に水道用水を補給することが、公共の利益のために必要かつ適切な場合、知事は他の水道事業者等に対して、期間、水量、方法を指示して供給させる。

4 飲料水等供給方法

(1) 水道事業者等

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、市町と連携し、次の措置を講ずる。

ア 給水車、給水船等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

イ 净水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。

- ウ 給水用資機材の調達を行う。
- エ 関連事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。
- オ 飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、隣接する水道事業者等又は県に応援を要請する。
- カ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。

(2) 市

- 給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、水道事業者等と連携し、次の措置を講ずる。
- ア 給水用資機材の調達を行う。
- イ 净水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。
- ウ 給水車、トラック、給水タンク、ポリ容器、給水ポリ袋等による応急給水を実施する。
なお、医療機関等重要施設に対する緊急給水について、十分に配慮するものとする。
- エ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、市民への周知を図る。
- オ 避難場所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。
- カ 必要に応じ水道班に水質チームを組織し、水質検査及び消毒等を実施する。給水に使用する器具は、全て衛生的に処理をした後に使用し、末端給水における塩素の残留効果を適時測定する。
- キ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- ク 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

(3) 県

- 4 (1), (2) の給水活動（応急復旧を含む。）が円滑に実施されるよう次の措置を講ずる。
- ア 被害の程度や給水活動（応急復旧を含む。）の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言・指導を行うよう努める。
- イ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び飲料水の衛生指導を行う。なお、水質検査の円滑な実施のため、検査体制及び実施方法について定めておく。
- ウ 水道事業者等の給水能力、被害の程度等から飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難と認められる地域については、必要に応じ、他の市町、他府県、国又は自衛隊、第六管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社等の防災関係機関に給水応援（応急復旧を含む。）を要請する。

第3項 生活必需品等供給計画

1 方針

市及び県は、災害により一時的に生活の途を失った被災者に対し、衣服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

市及び県は相互に協力し、被災者に対し生活必需品等を給与又は貸与し、被災者の応急救助を行う。

2 実施責任者

災害救助法を適用し、市長は知事の補助者として、給与又は貸与を行う。

なお、同法13条及び同法施行令第17条の規定に基づき、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり実施する。

3 実施基準

(1) 適用範囲

住家に被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）、及び床上浸水）を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失又はき損した者であって、物資の流通機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財入手することができない状態にある者に対し、一時の急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与又は貸与する。

(2) 適用期間

災害発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期間の延長を行う。

4 生活必需品等の範囲

- ア 寝具（毛布等）
- イ 外衣（ジャージ等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）
- エ 身の回り品（タオル、サンダル等）
- オ 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）
- カ 食器（コップ、皿、箸等）
- キ 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）
- ク 光熱材料（LPGガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

5 実施方法

(1) 調達方法

市長は、あらかじめ生活必需品等供給計画を作成し、被災者のための生活必需品等の確保と供給に努める。必要量が確保できないときは、県及び他の市町に対し応援を要請する。

知事は、市から生活必需品等の調達の要請があったときは、原則として、災害救助法施行細則の支出限度の範囲内で購入計画を立て、県の備蓄物資及び取扱い業者の協力を得て調達する。

(2) 配分

市長は、被服等生活必需品等を、被災者に円滑に供給することに努める。厚生部福祉班長は、給付対象者の把握に努めるとともに、物資の給付場所、給付の方法等必要な配分計画をたてる。生活必需品の給付担当者は、前記配分計画に基づき、ボランティア等の協力を得て公平に給付する。

知事は、市長に対し事前に、又は物資送達と同時に配分計画を示す。

第4項 救援物資の調達及び配送計画

1 方針

市は、備蓄物資及び、協定締結済みの卸売事業者、大規模小売店等から必要物資を調達し、被災者に供給する。市単独での物資の確保が困難な場合に、市は県へ備蓄物資の供給を要請する。

なお、大規模災害により物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められ、かつ、市の要請を待ついとまがないと認められるとき、県は、市からの要請を待たずに必要な物資の供給を行うことができる。

2 物資の調達及び受入体制

ア 市は、市の備蓄品や、協定締結済みの卸売事業者、大規模小売店等から調達した物資を被災者に速やかに供給する。

イ 物資の調達が困難な場合は、市長は知事に対して応援を要請する。併せて、「災害時の相互応援協定」等に基づき他の自治体や民間事業者等に物資供給を要請する。

3 物資の輸送

ア 広島県トラック協会等への物資輸送の要請は県が行う。

イ 市災害対策本部又は救援物資輸送拠点（第2章第6節15「防災拠点施設」）等への物流専門家の派遣要請は、県が広島県トラック協会等に対し行う。

ウ 物資の輸送に協力する広島県トラック協会等は、物資を輸送する際に、必要に応じ、避難所のニーズ等の聞き取りを行い、市への報告に努めるものとする。

エ 物資輸送車両等の燃料確保について、県は、国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。また、必要に応じ、西日本高速道路株式会社等に対して、高速道路の給油所において物資輸送車両へ給油を行うよう要請する。

第9節 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動

第1項 防疫・保健衛生計画

1 方針

市及び県は、災害時において、生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることにより感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合に、発生の予防とまん延防止を図るための防疫活動を実施する。

2 実施責任者及び実施事項

(1) 感染症の発生予防・まん延防止のための措置

感染症の発生予防及びまん延防止のための措置として、知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）に規定される次の方法を用いることができる。

このうち、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等については、知事が感染症患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して命ずることができる。ただし、これらの命令によって感染症の発生予防・まん延防止が困難であると認めるときは、市に当該措置を実施するよう指示することができる。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、市は生活の用に供される水を供給しなければならない。

実施の内容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）第27条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	
生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	
ねずみ族・昆虫類等の駆除	法第28条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	

(2) 防疫活動

災害時については、(1)による通常の防疫措置のほか、次の防疫活動を計画する。

ア 防疫組織

市長は、各地区の公衆衛生推進委員に、市民の行う清潔方法、消毒方法に対する指導監督を行わせる。この場合、環境政策課（災害対策本部を設置した場合は、厚生部衛生班）は、広島県北部保健所の指導のもとに総括的な指導に当たる。災害救助法が適用された場合、市長は、知事の指示に従う。

イ 防疫器具及び機械

市有の動力噴霧器・人力噴霧器を使用し、不足する場合は、民間の協力により市内の器具・機械を使用する。

ウ 検病調査及び健康診断

感染症患者が発生した場合、知事は、検病調査及び感染症法第17条第1項の規程による健康診断を実施するが、市長はこれに協力する。

エ 患者及び保菌者の隔離収容

(ア) 感染症法第19条に定める患者が発生したときは、市長は、広島県北部保健所長に協議してその指示に従う。

上記以外の感染症患者が発生したときは、市長は、直ちに市立三次中央病院に収容しもしくは一般の医療機関に収容を依頼する。

前記医療機関において、なお収容能力が不足する場合又は交通途絶等により収容することが困難なときは、広島県北部保健所長と協議のうえ、適当な場所に臨時の施設を設けて受入れする。

(イ) 自宅隔離とし尿等の衛生処理

やむを得ない事由によって入院施設への収容措置をとることができない感染症患者又は無症状病原体保有者に対しては、自宅待機を行い、し尿の衛生的処理については、厳重に指導する。

オ 避難所の防疫指導

避難所は、設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪化しがちであり感染症の発生する原因となることが多いので、市長は防疫活動を実施する。

カ 被害状況の報告

市における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、これを知事に報告する。

キ 防疫活動の実施と報告

市長は、知事の指示にしたがい防疫計画をたて、清潔方法、消毒方法、ねずみ族昆虫の駆除、患者の隔離等の防疫活動を実施するとともに、計画の概要や予備防疫活動状況を知事に報告する。

ク 代執行

(ア) 市における災害が甚大であり、又はその機能に障害を受けたため、市の行う清潔方法、消毒方法、そ族昆虫の駆除、家庭用水の供給、患者の収容措置又は臨時の予防接種ができないか、実施しても不十分であると認められたときは、知事は、感染症法第

27条及び予防接種法第25条の規程により代執行を行う。

- (イ) 市民が清潔及び消毒方法を実施しないか、又は実施しても不十分な場合、市長又は予防委員が代執行する。

3 保健衛生活動

(1) 食品衛生対策

ア 一般市民対策

食品、飲料水などの取り扱いについて、必要な衛生対策の広報を行う。

イ 食品関係営業者対策

飲食店、製造業、販売店等について、被災状況の把握に努めるとともに、必要な衛生対策の指導を行う。

ウ 指定避難所対策

指定避難所等の設置が長期にわたる場合は、その衛生状況の把握に努めるとともに、管理者等に必要な衛生対策の指導を行う。

(2) 飲料水対策

ア 被災地における建物給水施設、飲用井戸などの被災状況の把握に努めるとともに、施設利用者に必要な装置、対策の指導を行う。

イ 被災地における建物給水施設、飲用井戸などの注意事項について、対象地域に広報活動を行う。

ウ 水道班と連絡、協議を行い、必要な装置について対策を実施する。

第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

1 方針

災害により、死亡者が発生した場合、市、県及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の搜索、取扱い及び埋火葬を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

2 遺体の搜索

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から判断して既に死亡していると推定される者の家族、縁故者からの申し出により搜索を必要とする者に対して、災害救助法施行細則の基準に従い遺体を搜索するものとする。

遺体の搜索を行う場合は、警察官等の協力を得るほか、消防団員の協力のもとに迅速かつ適正に実施し、発見された遺体は一時遺体安置所に受け入れる。

搜索の期間は、市、警察、消防等の協議により定めるものとする。

災害救助法を適用した場合、市長は知事の補助者として消防機関その他関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の搜索を行う。

なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。その際、県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れする。

3 遺体の取扱い

市は、遺体を発見したときは、次の措置を行う。

- ア 遺体について、県警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。変死者又は変死の疑いのある死体については、警察により検視を行う。検案は、原則として救護班の医師により行う。救護班により検案ができない場合は、その他の医師により行う。
- イ 遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。
- ウ 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。
- エ 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。
 - (ア) 感染症の予防等に配意し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。
 - (イ) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。
 - (ウ) 行方不明者が多数ある場合には、災害対策本部に窓口を設け、手配、処理などを円滑に行う。

4 遺体の埋火葬

市は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等、現物支給を行う。

なお、市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になつた場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

県は市から応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請する。また、状況等に応じて災害時の相互応援協定に基づき近隣県に対して応援要請する。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

ア 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に措置し、身元判明後、遺族に引き渡す。

イ 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。

ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等

(ア) 知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。

(イ) 一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。

(ウ) 一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染等された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

表 三次市の火葬場

施設名	住所	問合せ先
三次市斎場「悠久の森」	大田幸町10985番地	0824-65-3411
三次市甲奴斎場「紅梅苑」	甲奴町梶田10064番地3	同上

(資料編「資料3-9-2 火葬場の状況」)

5 応援の要請

市長は、遺体の搜索、取扱い、埋火葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して知事又は他の市町長に応援を要請する。

ア 搜索、処理、火葬別の推定人員

イ 搜索地域

ウ 火葬施設の使用許可

エ 必要な輸送車両の台数

オ 遺体処理に必要な機材、資材の品目別数量

第10節 応急復旧、二次災害防止活動

第1項 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、市民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

(1) 鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、災害により設備に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、重要度の高い線区から速やかに応急復旧をする。

(2) 道路

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

なお、高速道路については、緊急交通路としての機能を確保するため、上下線各1車線の確保に向けて最大限の努力をする。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川

河川管理者は、災害により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防設備等

市及び県は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

市、県及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他市民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 市民への広報活動

市、県及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、市民に対し広報する。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画

1 方針

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、災害時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

2 電力施設災害応急対策

(1) 実施責任者

中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社及びその他の電気事業者は、防災業務計画の災害対策計画に基づき、県内の電気工作物を災害から防護し需要電力を確保する責任を有する。

(2) 実施方法

ア 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

(ア) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、防災業務計画の定めるところにより、応急対策及び復旧工事を実施する。復旧にあたっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧にあたっては、次の需要者の復旧を優先させる。

- ・人命救助に関わる病院
- ・災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道などの機関
- ・被災者受入施設（学校など避難所に指定された施設）

(イ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、自己の電気工作物の事故等の応急対策の実施に当って市内の公共施設に重大な影響を与える場合は、市長及び関係機関と連絡協議のうえ、必要なときは、その指示を求めるなど公共に与える影響を充分配慮して実施する。

(ウ) 中国電力株式会社は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

(エ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

被災地における需要者の電気相談及び公衆感電事故防止を図るため、状況に応じ移動相談所を開設する。

イ その他の電気事業者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社の場合に準じて災害応急対策計画を作成し、計画性と公共性に配慮のうえ応急対策を講ずる。

3 ガス施設災害応急対策

(1) 実施責任者

ガス事業者は、ガス工作物を災害から防護し、ガスの安定供給を確保する責任を有する。

ガス事故による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、備北地区消防組合三次消防署、消防団、三次警察署等は、自己の所掌業務を通じて処置し協力する。

(2) 実施方法

ア ガス事業者は、ガス保安関係法令及び自己の定める災害対策計画により応急対策を実施する。

イ ガス工作物に関する災害が発生したときは、事故の態様に応じ、直ちに消防機関又は警察署に速報し、応急対策を講ずるとともに、事故の状況、復旧見込み等を最も適切な方法で需要者その他の関係者へ通報する。

ウ ガス事業者は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。

エ 災害により、ガス供給が不可能となった場合は、ガス事業者は可能な限りこれに代わる適当な燃料が確保されるよう努める。

オ ガス事業者は、ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

4 水道施設災害応急対策

(1) 実施責任者

水道事業者（広島県水道広域連合企業団三次事務所）

(2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

イ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

ウ 応急復旧等の状況や見通しを広報し、市民へ周知する。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

5 下水道施設災害応急対策

(1) 実施責任者

下水道管理者（市建設部下水道課）

(2) 応急復旧対策

- ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。
- イ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。
- ウ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に救援を要請する。県は、県を越える広域的な支援を必要と認めるときは、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき支援体制を整える。

(3) 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(4) 要員及び資機材等の確保

- ア 復旧要員
災害復旧に必要な要員は、被害状況に応じて確保する。
- イ 復旧資機材
応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材等により実施するものとし、不足する場合は下水道管理者間で、その融通に努める。

6 市の協力等

- ア 市長は、公共施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある情報を受けたときは、直ちにそれぞれの機関に通報する。
- イ 市長は、各機関から応急対策上の応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限り協力する。
- ウ 市長は、災害応急対策上の協力の範囲及び方法については、あらかじめ各機関と協議して定める。

第3項 その他施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防災重点ため池対策

市は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

市での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

3 空家対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第4項 廃棄物処理計画

1 方針

災害時においては、し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に多量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

(資料編「資料3-9-1 三次市廃棄物処理施設設置及び管理条例」)

2 災害廃棄物処理計画

県及び市は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

(1) 県災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物処理の基本的な考え方や手順、想定災害における県内の災害廃棄物発生推計量等の基礎的データ等を平時から整理し、県災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(2) 市災害廃棄物処理計画

市は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や、市町における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、市町災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、市が主体となって処理する。県は市を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市町の支援を行う。

市及び県の役割

市	県
<ul style="list-style-type: none">・自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施・仮置場の設置運営・廃棄物の運搬・処分等・県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請	<ul style="list-style-type: none">・県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整・被災市町への事務支援、人的支援・被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

4 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

市は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じ他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市町が必要と認める場合は、市町が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

市は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

仮置場の区分

区分	機能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理

(4) 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

(5) し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。市はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

(6) 連携の促進等

ア 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

イ 災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等で周知に努める。

5 処理方法

(1) し尿

災害によるライフラインの被災等に伴い、通常のし尿処理が困難となることが想定される。被災地の衛生環境を確保するため、避難場所、避難所等におけるし尿処理を的確かつ迅速に行う。

ア 仮設トイレの設置等

(ア) 緊急指定避難場所、指定避難所

- ・市は、避難者の人数等の状況に応じて、仮設トイレを設置する。
- ・県は、市による仮設トイレの確保が困難と認められる場合には、広域的なあっせんを行う。
- ・市は、仮設トイレのし尿を的確に収集、運搬及び処分する。
- ・避難住民は、互いに協力して仮設トイレの清掃等の管理を行い、衛生環境の維持に

努める。

- ・仮設トイレの設置については、ボランティア団体等へも協力を求める。また、維持管理についても同様とする。

(イ) 地域、家庭

- ・自宅で生活する被災者の生活と地域の衛生環境を確保するため、市は、地域の状況により、公園等に仮設トイレを設置する。
- ・自宅で生活する被災者は、水道が断水した場合で水洗トイレを使用する際には、溜め置きした風呂水、河川等の水を活用するとともに、地域内の仮設トイレ等を利用して、地域の衛生環境の維持に努める。

(ウ) 事業所

事業者は、被災の程度により、事業所内に仮設トイレを設置するなど、地域の衛生環境の維持に努める。

イ し尿処理等の実施方法

- (ア) 被災時におけるし尿の処理計画を定め、実施する。
- (イ) 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、し尿処理チームを編成する。必要な場合には、近隣市町、関係業者へ応援を依頼し、し尿の収集、運搬を委託する。
- (ウ) 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。
- (エ) 収集したし尿の処理等を実施する。必要な場合には、近隣市町へ応援を依頼し、し尿の処理を委託する。
- (オ) し尿処理施設の損傷箇所の修理や希釈水の確保を図り、正常な運転を確保する。

(2) ごみ及び災害廃棄物

災害によるライフラインの被災等に伴い、通常のごみ処理が困難となることが想定される。

市は、被災地の公衆衛生の確保と生活環境の保全を図るため、ごみ及び災害廃棄物の処理を、被災直後の第一次対策、被災によるごみの大量排出が一段落した段階の第二次対策、損壊家屋等の災害廃棄物を処理するための第三次対策に分けて実施する。

ア 第一次対策

- (ア) 市は、一般家庭、避難場所、避難所などから排出される生活系ごみ、破損家財ごみ、火災ごみなど、公衆衛生の確保と生活環境の保全上速やかな処理を必要とするごみについて、分別収集、運搬、処理を行う。また、市民及び事業者は、ごみの分別排出に努める。

- (イ) ごみ処理施設及び最終処分場によって、短期間で多量のごみを処理することができない場合には、市は、公有地等を利用して、臨時ごみ保管場所（仮置場）を確保する。この場合、極力市内に均一に分散させる。なお、仮置場では、初動段階から分別方法を徹底するものとする。

イ 第二次対策

市は、仮置場に搬入されたごみを、ごみ処理施設及び最終処分場へ逐次運搬し、処理する。

ウ 第三次対策

- (ア) 市は、建築物の損壊に伴う災害廃棄物を計画的に処理する。
- (イ) 市は処理にあたっては、公有地等を利用して、必要に応じて臨時災害廃棄物保管場所を確保し、災害廃棄物を保管する。
- (ウ) 災害廃棄物については、「土木工事再生資源活用実施要領」等に準じて、リサイクルを進めることとする。
- (エ) 災害廃棄物のうち、廃石綿（アスベスト）を使用している建築物の解体、ガレキの収集、運搬、処分については「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針」に沿って実施する。

また、市及び県は建築物等の解体等による廃石綿（アスベスト）の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

- (カ) 災害廃棄物のうち、被災家庭用冷蔵庫・ルームエアコン等については、機器に含まれているフロンが大気中に放出されないよう、被災機器を分別するなどして処理する。

また、災害廃棄物の処理を市町の災害廃棄物処理事業として実施する場合には、業務用冷凍空調機器のフロン類についても、可能な限り処理を推進すること。

エ ごみ及び災害廃棄物処理等の実施方法

- (ア) 被災時におけるごみ及び災害廃棄物の処理計画を定め、適切に実施する。
- (イ) 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、災害廃棄物処理チームを編成する。必要な場合には、近隣市町、関係業者へ応援を依頼し、ごみの収集、運搬を委託する。
- (ウ) 必要な場合には、地域内に臨時ごみ保管場所、臨時災害廃棄物保管場所を設置する。
- (エ) 収集したごみ及び災害廃棄物の処理等を実施する。
- (オ) ごみ処理施設の損傷箇所の修理や冷却水の確保を図り、正常な運転を維持する。

(3) 有害物質の飛散防止対策

市、県及び事業者は、有害物質の漏洩及び廃石綿（アスベスト）の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

6 広域応援体制

廃棄物処理は、被災地域内での自己処理を基本とするが、災害時に備えるため他の自治体と災害時の相互応援協定の締結を検討するものとする。

また、災害時においては、他の市町村も含め、防災関係機関は相互に連携を密にして、廃棄物の適正処理を実施するものとする。

7 災害廃棄物処理実行計画の作成

市は、発災後、国が作成するマスタープランや市災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が市町に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。

第5項 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって市民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壤、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

測定地点の選定にあたっては、被災状況、関係市町の意見等を勘案して定める。

3 環境汚染防止の推進等

災害発時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に定めるものほか、次の事項について実施する。

(1) 水質汚濁防止法、PRTR法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握

(2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進

(3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

第11節 ボランティアの受入等に関する計画

第1項 方針

市は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう県及び関係団体と相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するため、受入に携わる要員の育成に努めるものとする。

ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等、専門的な知識を必要とするボランティアが効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第2項 ボランティアの受入れ

1 ボランティアの受入体制

被災した場合に三次市社会福祉協議会は、「三次市被災者生活サポートボランティアセンター」を設置し、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターと連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

2 市の役割

市は、ボランティアの受入れ体制の確保について、三次市被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援するとともに、被災地の状況、救援要請や救援活動の状況などの情報提供等の支援を行う。

3 三次市被災者生活サポートボランティアセンターの役割

三次市災害対策本部や、広島県被災者生活サポートボランティアセンター等と連絡・調整するほか、次の業務を行いボランティアなどの受け入れや活動支援を行うものとする。

(1) 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

(2) ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

(3) ボランティアのあっせん・活動支援

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

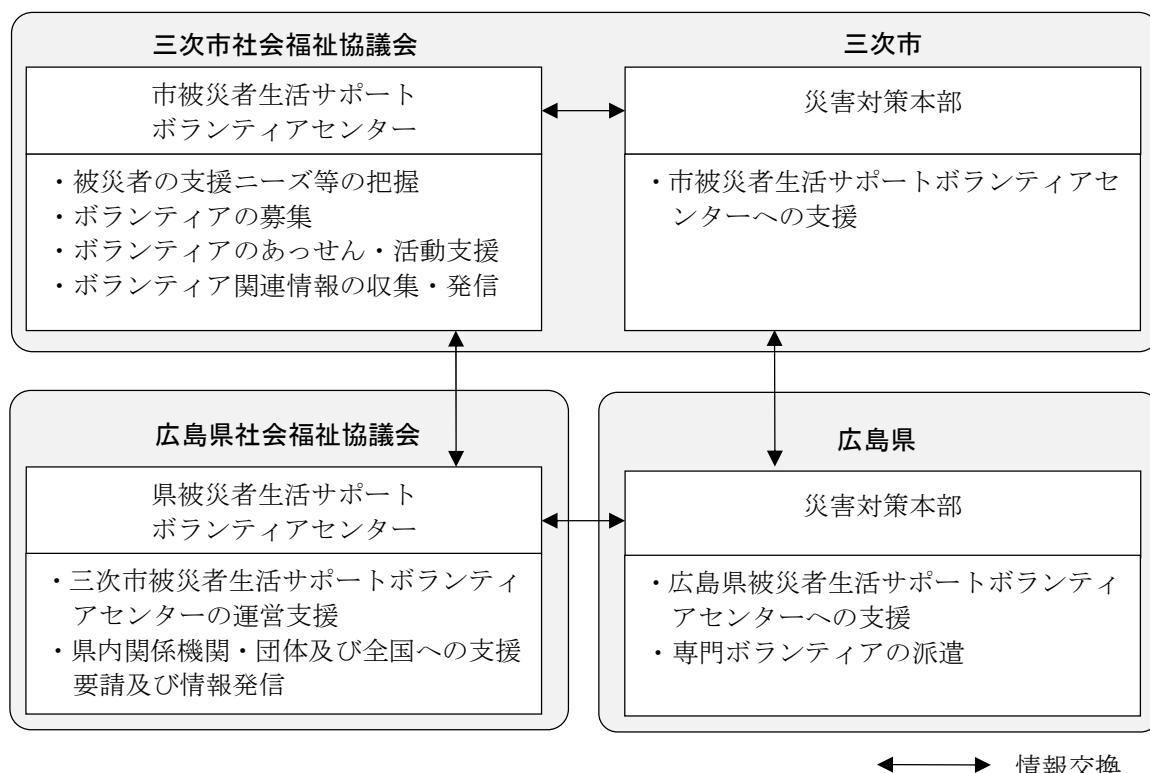
各災害応急対策責任者から市被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートす

る。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

(4) ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。



- 4 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担
- 市に災害救助法が適用された際、市は、県又は県から事務の委託を受けた共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託した場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とし、申請するものとする。

第3項 専門ボランティアの派遣等

市は、専門ボランティアのあっせん要請が出された場合、三次市被災者生活サポートボランティアセンターと調整し、把握している専門ボランティアのあっせんするほか、県及び広島県社会福祉協議会と連携を図り、広島県被災者生活サポートボランティアセンター等へ登録している専門ボランティアをあっせんする。

第4項 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

ボランティアの活動拠点となる三次市被災者生活サポートボランティアセンターは、三次市福祉保健センターに設置することとする。ただし、被災地との位置関係や被災規模、被災状況等に応じて他施設の検討を行う。市は、三次市被災者生活サポートボランティアセンターの要請があった場合、庁舎及び公共施設等の一部を活動拠点として積極的に提供する。

また、活動に必要な事務用品や各種機材は、三次市被災者生活サポートボランティアセンターが確保することとし、三次市災害対策本部、広島県社会福祉協議会、県内市町社会福祉協議会、災害関係NPO等に協力を要請する。市は必要な資機材を可能な限り貸出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

第5項 災害情報等の提供

市は三次市被災者生活サポートボランティアセンターに対し、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により三次市被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し情報の共有を図る。

あわせて、県と情報共有を行い、広島県被災者生活サポートボランティアセンターへ、災害情報等を積極的に提供し、ボランティアセンター間の連携体制を支援する。

第6項 ボランティアとの連携・協働

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

第7項 三次市被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により三次市被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

第8項 ボランティア活動保険制度

市は、ボランティア活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。なお、ボランティア活動保険の加入事務は、三次市被災者生活サポートボランティアセンターが行う。

第12節 文教計画

第1項 方針

市及び県は、災害時において園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、災害後の生徒等の不安感の解消に努めるとともに、学校教育の万全を期するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

また、災害発生時において学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）やコミュニティセンター等自治活動拠点施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

第2項 避難対策

1 避難対策

(1) 学校の管理者

ア 市立学校

市立学校長（市教育委員会）

イ 県立学校

県立学校長

(2) 臨時休業等の実施

学校管理者は、市長との連絡調整により、異常気象の情報収集に努め、必要に応じ臨時休業等の措置をとる。臨時休業等により生徒等を帰宅させる場合には、気象状況及び通学路の状況について十分に注意する。

(3) 避難の実施

学校の管理者は、災害が発生した場合又は市長が避難の指示を行った場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

2 学校が地域の避難所となる場合の対策

(1) 学校の管理者は、避難所に供する施設、設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所としての、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

(2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市と必要な協議を行う。

3 コミュニティセンター等自治活動拠点施設が地域の避難所となる場合の対策

ア コミュニティセンター等自治活動拠点施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

イ コミュニティセンター等自治活動拠点施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市と協議を行う。

第3項 応急教育対策

1 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

ア 応急教育の実施責任者

(ア) 市立学校（幼稚園を除く）

市立学校長（市教育委員会）

(イ) 県立学校

県立学校長

イ 応急教育の実施場所

(ア) 応急教育を実施するため、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の安全確認を行い使用可能な場合は、校内施設の活用又は市内の他の学校、公共施設の利用について関係者と協議のうえ、実施場所を選定する。

活用ができない場合などにおいては、次の場所で、授業に支障のないよう措置する。

- ・仮設校舎

- ・隣接校

- ・校区内のコミュニティセンターなどの公共建物

- ・公園、広場などの公共用地

(イ) 応急教育実施場所が市内で得られない場合は、県教育委員会に斡旋を要請する。

ウ 応急教育の実施方法

応急教育は被害の実情に即した方法により実施する。

(ア) 児童生徒、保護者、教職員及び学校施設、設備、通学路の状況を把握する。

(イ) 教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは市又は市民等の協力を求める。

(ウ) 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。

(エ) 登下校に時間を要する場合は、授業の開始時間及び終業時間を状況に応じて変更し、生徒等の安全を図る。

(オ) 一部又は半数に近い数の者が登校できない場合は、短縮授業、半日授業の措置をとり、登校できない者については、別に考慮する。

- (カ) 一定区域の生徒等が登校できない場合は、臨時に応急教育の実施場所を設け授業を行う。
- (キ) 半数以上の者が登校できない場合は、臨時休校又は応急教育実施場所での授業など適宜措置をとる。
- (ク) 児童生徒を学校へ一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。なお、二部授業を行うときは、校長は学校教育法施行令第25条の規定により市教育委員会を経由して県教育委員会に届ける。
また、特別支援学校にあってはスクールバス等の利用が困難となった場合は、通学区域を分割し、公共施設を利用した分散授業の実施に努める。
- (ケ) 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建設も検討する。
- (コ) 生徒等の登下校については、保護者、関係団体などと緊密な連絡をとり、保護者及び教職員等を配置するとともに、集団下校などにより安全を確保する。

(2) 学用品の調達

ア 教科書等の確保

市教育委員会、国立及び県立学校並びに私立学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

イ 教科書等学用品の支給

災害救助法が適用された場合は、知事は教科書等学用品を災害救助法施行細則に則り、次により調達し、支給する。また知事がその実施を市長に委任した場合は、市長が実施する。なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

(ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに義務教育学校の児童生徒並びに中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（特別支援学校の高等部生徒、中等教育学校の後期課程の生徒並びに高等専門学校、専修学校等の生徒を含む。）

(イ) 支給範囲

- a 教科書及び教材（県又は市教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）
- b 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- c 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

(ウ) 支給限度額

- a 教科書及び教材 納入に要した実費
- b 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則に定めるところによる。

(1) 支給期間

- a 教科書及び教材 1箇月以内
- b 文房具及び通学用品 15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合には、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

(2) 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合は、応急教育の実施責任者は、県教育委員会（私立小・中・高等学校（各種学校のうち外国人学校及び専修学校のうち3年制高等課程を含む。）にあっては知事）にその状況を報告する。

県教育委員会（又は知事）が、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努めることとなる。

(3) 給食

- ア 給食施設及び給食用物資に被害を受けた場合、市教育委員会は、その状況を県教育委員会及び県学校給食会に報告する。
- イ 市教育委員会は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して、被害物資の処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示を受ける。
- ウ 避難所として使用される学校において、その給食施設（共同調理場10施設、小学校単独2施設）が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。
- エ 被災地においては、感染症発生の恐れが高いので、保健衛生について特に留意する。

(4) 通学路等の確保

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、通学時において児童及び生徒を災害から保護するために、市長は関係者と緊密な連携をとり次のような対策を講ずる。

- ア 通学バス等交通機関により通学を行っている地区において、これらが運行不能となった場合、臨時の寄宿舎の開設等これに代わり得る措置を講ずる。
- イ 災害危険箇所（積雪時のなだれ、水害時における道路橋梁の決壊等）の実態を把握し、危険予防のため市長は、校長と協議し、通学方法について指示、その他必要な措置を講ずる。
- ウ 災害により通学不能又は困難が常時予想される地区については、季節的な寄宿舎の設置等も考慮する。

(5) 高等学校生徒等の災害応急対策への協力

高等学校において、登校可能な生徒を教職員の指導監督のもとに学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導する。

2 生徒等への相談活動

学校の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら精神的な不安感の解消に努める。

第4項 文化財に対する対策

- (1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告する。
- (2) 市教育委員会は、市指定文化財については所有者または管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示する。国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被災状況を報告する。
- (3) 市教育委員会は、県教育委員会から必要に応じて指示を受ける。

第5項 応急保育対策

1 方針

災害により、児童福祉施設が被災し又は児童福祉施設の児童が被災したことにより、通常の保育を行うことができない場合、応急に対処する計画を定め保育の早期復旧に努めるものとする。

2 施設の応急対策

(1) 施設等

被害の少ない施設については、応急修理を行い、また、被害が甚大で応急修理が不能な場合は、一時施設を閉鎖し完全復旧が完了するまでの間、臨時施設において保育を行う。

(2) 備品

破損、流出などにより使用不能となった備品については、緊急に補充し保育に支障のないように努める。

3 応急保育の実施場所

- ・仮設施設
- ・公共建物

4 応急保育の方法

応急保育は、施設の応急復旧の状況、職員、児童及び家族の被災の程度、道路、交通機関の復旧状況を考慮して、次の方法によって行う。

(1) 通園に長時間要する場合

開所、閉所時間を状況に応じて変更し、児童の安全を図る。

(2) 保護者との連絡

園児の通園については、保護者と緊密な連絡をとり安全を確保する。

5 職員の措置

職員の被災などにより通常の保育が行えないときは、必要に応じて臨時職員を随時派遣し保育を行う。

6 給食

- ア 給食用物資に被害を受けた場合、管理者はその状況を福祉事務所長に報告する。
- イ 福祉事務所長は、被害物資量を把握し、物資の処分方法、給食に必要な物資の確保、配分等について指示する。
- ウ 給食施設が被災者炊き出し用に利用されることとなる場合は、給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。
- エ 被災地においては、伝染病発生のおそれが多いので、保健衛生について特に留意する。

第13節 事前措置及び応急公用負担に関する計画

第1項 事前措置に関する計画

1 方針

災害が発生するおそれがあるとき、また災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備、物件の除去、保安その他必要な措置について定め、災害の拡大を防止する。

2 実施責任者

(1) 市長

市長は、災対法第59条の規定に基づき、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占用者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置について指示することができる。

(2) 三次警察署長

市長は、災対法第59条第2項の規定に基づき、状況等により三次警察署長に指示についての要求を行うことができる。

三次警察署長は、市長の要求により事前措置の指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知する。

(3) 消防長、消防署長、その他の消防職員等

消防法第3条の規定による消防長、消防署長その他の消防吏員の行う事前措置命令、及び水防法第9条の規定による水防管理者（市長）又は消防機関の長の事前措置の要求は、それぞれの法令の定めるところにより行う。

3 事前措置の対象

事前措置の対象となる物件等は、概ね次のとおりである。

区分	施設	予想される災害
土石・立木	市内	大雨・台風・地震
ガソリン、灯油等 油類危険物	三次農協各支店ほか 各給油取扱所、事業所	火災・爆発
プロパンガス	三次農協各支店ほか 各ガス取扱所、事業所	火災・爆発
農薬	三次農協各支店ほか 各農薬取扱所、事業所	薬害
貯木	木材貯木場	河川増水による流出

4 指示の方法等

- ア 事前措置の指示を行う場合は、事前調査し、把握した結果に基づき予告又は警告を行うなどして注意を喚起しておき、自主的に措置を行い得るよう事前の指導を行う。なお、必要が生じた場合あるいは自主的に措置できない場合は、必要な措置を指示する。
- イ 予告、警告又は指示を行う場合は、原則として文書をもって通知するが、必要な限度において関係者と協議のうえ、物件の移転、除去等最も適切な方法により措置する。

第2項 応急公用負担計画

1 方針

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認められるときは、区域内の土地、建物、工作物等を一時使用し、収用し、さらに区域内の市民等を応急措置の業務に従事させる等により、必要な措置を講じ応急対策の万全を期する。

2 実施責任者

(1) 市長

市長は、災対法第64条及び第65条の規定に基づき、応急公用負担の権限を行使する。

(資料編「資料3-13-1 公用負担の命令権者」)

(2) 自衛官

市長もしくは市長の権限を行使する者が現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災対法第64条第8項及び第65条第3項の規定に基づき、市長の公用負担の職権を行う。

(3) 警察官

市長もしくは市長の権限を行使する者が現場にいないとき、又は市長から要求があったとき警察官は、災対法第64条第9項の規定に基づき、応急公用負担の権限を行使する。

(4) 消防長、消防署長、消防吏団員

消防長もしくは消防署長、消防団長、消防吏団員は、消防のため、緊急の必要がある場合、消防法第29条の規定に基づき、応急公用負担の権限を行使する。

(5) 水防管理者（市長）等

水防管理者（市長）、水防団長又は消防長は、水防のため緊急の必要がある場合、水防法第24条及び第28条の規定に基づき、応急公用負担の権限を行使する。

3 応急公用負担の対象物及び内容

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するための応急公用負担の対象物及び内容は、次のとおりとする。

(1) 市長

ア 物的公用負担（災対法第64条）

- ・区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用すること。
- ・区域内の他人の土石、竹木その他の物件を使用又は収用し、処分すること。

イ 人的公用負担（災対法第65条）

- ・区域内の市民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置業務に従事させること。

(2) 消防吏団員等

ア 消防吏員、消防団員

（ア）物的公用負担（消防法第29条第1項）

火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、使用を制限すること。

(イ) 人的公用負担（消防法第29条第5項）

火災の現場付近に在る者を、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させること。

イ 消防長、消防署長

(ア) 物的公用負担（消防法第29条第2項、第3項）

延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのもの在る土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

消火若しくは延焼防止又は人命の救助のため緊急の必要のあるときは、前記(ア)に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

ウ 水防管理者（市長）等

(ア) 物的公用負担（水防法第28条）

水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車その他の運搬具若しくは器具を、又はその他の障害物を処分すること。

(イ) 人的公用負担（水防法第24条）

市民又は水防の現場にある者を水防に従事させること。

4 実施方法

ア 公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書を、又委任を受けた者については、別記様式第1「公用負担命令権限書」（資料編「資料3-13-2 公用負担の様式」）を携行し、必要な場合はこれを提示する。

イ また、別記様式第2「公用負担命令書」及び別記様式第3「公用命令書」（資料編「資料3-13-2 公用負担の様式」）の命令書を作成し、その一通を目的物の占用者、所有者又は管理者に手渡してから行使する。緊急を要する場合は口頭により行い、事後手続きを行う。

ウ 公用負担は、客観的にみて必要な場所に必要な限度において実施する。

第14節 災害救助法適用計画

1 方針

災害に際して被災者の救難、救助、その他応急的保護を迅速かつ的確に実施する。

応急救助は、関係法令の規定により実施責任者が定められている場合はその実施責任者が、その他の場合は市長が、その市内の市民、団体の協力を得て第一次的に実施すべき責任を有するものであるが、この節においては、主として災害救助法の適用を受けて実施する応急救助について、その実施責任者、実施の大綱及び相互の総合調整等を定めるものとする。

2 災害救助法適用

(1) 災害救助法における応急救助

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市町に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 被災者の救出
- キ 被災した住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索及び対策
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、「障害物」という。）の除去

(2) 災害救助法の適用基準

- ア 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。（同法第2条第1項に定める適用）

- (ア) 市区域内の住家滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「1号基準世帯数」（附属資料に掲載）以上であること。
 - (イ) 県区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、当該市町の住家の滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「2号基準世帯数」（附属資料に掲載）以上であること。
 - (ウ) 県区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、当該市町の区域内の住家滅失世帯数が多数であること。
- (エ) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(注) 住家滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

イ 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。(同法第2条第2項に定める適用)

(ア) 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部(特定・非常・緊急)を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

(イ) 県内市町において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

(3) 災害救助法の適用手続き

ア 市町における災害が前記(2)のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町は、直ちにその旨を県に情報提供する。

イ 県は、市町からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、国(内閣府)から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国(内閣府)へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、当該市町、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。

ウ 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

(4) 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対 象	期 間
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間 完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に受け入れされた者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内
医療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者)	分べんした日から7日以内

基本編 第3章 災害応急対策計画

災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から3か月以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了)
学用品の給与	住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から（教科書）1か月以内（文房具及び通学用品）15日以内
埋葬	災害の際死亡した者 (実際に埋葬を実施する者に支給)	災害発生の日から10日以内
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内
遺体の対策	1 災害により死亡した者 2 検案は、原則として救護班が行う	災害発生の日から10日以内
障害物（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの）の除去の除去	1 自らの資力では当該障害物を除去することができない者 2 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある者	災害発生の日から10日以内
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の対策 7 救助用物資の整備配分	各応急救助の実施が認められる期間以内
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する次の者 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認められる期間以内

(5) 市長への委任

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、市長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

県から、市長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や市の行政機能が損なわれる被災状況等、市の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市に通知することにより行うとともに、市へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合には、県において委任元としての責任をもって、市町に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

市町長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
市長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の搜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市町が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市町が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など）

第15節 主な災害の特質及び対策の計画

第1項 雪害対策

1 災害の特質

極寒期の数次にわたる降雪により長期間交通が途絶し、各種の機能がまひし又は停止する等の間接被害が多い。

積雪による被害、融雪による被害、特になだれによる被害等の直接被害がある。

2 応急対策

(1) 体制

ア 注意体制

注意報（大雪、風雪、なだれ）発表時等。

イ 警戒体制

指定雪量観測点の2分の1以上のものがほぼ警戒積雪深に達した場合又は警報発表時。

ウ 災害対策本部設置

注意報発表後の降雪状況、被害発生状況により判断。

(2) 対策事項

ア 道路、公共施設の除雪

イ 通信手段の確保

ウ なだれによる被害防除（災害発生のおそれのある場合、災害救助法の適用）

エ 救助救難（医療救助、救助物資輸送等）

オ 環境衛生（し尿処理等）その他民生安定対策

カ 生鮮食料品の確保対策

キ 農畜産物などの出荷貯蔵対策

ク 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和38年法律136号）（以下、「天災融資法」という。）の適用等被害農林業者に対する資金対策

ケ 中小企業者の営業活動の停滞による間接被害に対する資金対策

コ 家畜飼料対策

第2項 長雨対策

1 災害の特質

被害は長期間にわたり徐々に発生する。

日雨量、連続雨量が大きくない限り、施設被害は比較的少ない。

農産物被害、伝染病発生等の被害が多い。

2 応急対策

(1) 体制

被害発生状況に応じて体制を決定。

(2) 対策事項

- ア 病害虫防除及び指導
- イ 再生産のための手段の確保及び指導
- ウ 天災融資法の適用等被害農家に対する資金対策
- エ 防疫、廃棄物処理その他の保健衛生対策
- オ 家畜衛生及び家畜飼料対策

第3項 豪雨、台風による洪水時の対策**1 災害の特質**

台風、梅雨前線等による大雨で、河川が増水し、人的、物的被害に至る。

また、雷雨等で局地的に豪雨が集中し、河川の増水による人的、物的被害を起こすこともあり、いずれの場合も短時間に甚大な被害をもたらす。

2 応急対策**(1) 体制**

- ア 注意体制（水防準備）
 - 注意報の発表時等。
- イ 警戒体制、水防本部設置
 - 警報発表時等。被害発生状況により災害対策本部を設置。
- ウ 出動体制
 - 災害発生時（被害報告）。

(2) 対策事項

- ア 堤防、護岸の補強及び応急復旧
- イ 交通、通信手段の確保
- ウ 避難の指示、勧告
- エ 障害物の除去
- オ 救難、救助
- カ 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- キ 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- ク 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- ケ 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧
- コ 天災融資法の適用等被害農林業者に対する資金対策
- サ 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- シ 治山・治水対策
- ス 家畜衛生及び家畜飼料対策

第4項 長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策**1 災害の特質**

土砂災害は局地的な集中豪雨、台風等により、急な谷川や谷の出口の扇状地、急しうんな土地などに多く発生し、短時間で人的、物的被害が発生する。

2 応急対策

(1) 体制

ア 注意体制

注意報（大雨、洪水）の発表時等。

イ 必要な体制

降雨状況、災害の発生状況に応じて体制を決定。

(2) 対策事項

ア 避難の指示、勧告

イ 交通、通信手段の確保

ウ 救難、救助

エ 障害物の除去及び施設の応急復旧

オ 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策

カ 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策

キ 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策

ク 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧

ケ 天災融資法の適用等被害農林業者に対する資金対策

コ 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧

サ 治山・治水対策

シ 家畜衛生及び家畜飼料対策

第5項 風害対策

1 災害の特質

雨を伴わない台風や竜巻等による強風、波浪、高潮等により火災、農水産物、家屋等の被害が発生する。

風が非常に強い場合は、強風により人的被害や家屋、樹木、鉄塔、電柱の倒壊等が広範囲にわたって発生する。

2 応急対策

(1) 体制

ア 注意体制

注意報発表時等。

イ 必要な体制

災害発生時。

(2) 対策事項

ア 避難の指示、勧告

イ 交通、通信手段の確保

- ウ 災害広報
- エ 障害物の除去
- オ 救難、救助
- カ 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- キ 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- ク 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- ケ 農林水産物被害に対する対策
- コ 天災融資法の適用等被害農林業者に対する資金対策

第6項 林野火災対策

1 災害の特質

近年地域開発等の進展に伴い人家が山ろくまで建て混んできた。一度発生した林野火災は防御活動に幾多の困難を伴うとともに、これが拡大すると相当の被害をもたらす。

2 応急対策

(1) 体制

- ア 注意体制
林野火災の発生通報時等。

イ 必要な体制

災害発生状況に応じて決定。被害発生の規模、その他の状況により現地での応急対策を必要と認めるときは現地災害対策本部を設置する。

(2) 対策事項

- ア 広域的、総合的消防体制の確立
- イ 火災の予防
 - (ア) 林野火災防止対策協議会の開催
 - (イ) 巡視、監視等の強化
 - (ウ) 広報の充実
 - (エ) 発生原因別対策
- ウ 火災の警戒及び防御
 - (ア) 火災の警戒
 - (イ) 情報伝達の徹底
 - (ウ) 森林の防火管理
 - (エ) 消防活動の促進
 - ・市の林野火災用消防資機材整備費補助
 - ・林野火災特別地域対策事業の推進
 - ・自衛隊への林野火災用資機材の貸与
 - ・自衛隊の災害派遣要請の要求と受入体制の確立
 - ・消防職員、消防団員の教育訓練の充実

第7項 突発的災害対策

1 災害の特質

列車の転覆、大規模火災などの事故は、突発的かつ、多くの死傷者が発生するおそれがあり、迅速な被災者の救出及びその支援のための措置をとる必要がある。

2 応急対策

(1) 体制

ア 警戒体制

多くの死傷者を伴う大規模な事故の発生時。災害応急対策責任者との連携のもとに、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施する。

イ 非常体制

事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に移行し、災害対策本部を設置する。
また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

(2) 対策事項

ア 救助活動の促進

イ 情報の収集及び災害状況の把握

ウ 避難の指示、勧告

エ 県、国（消防庁等）への報告

オ 自衛隊への災害派遣要請の要求

カ 日本赤十字社広島県支部、県医師会等への緊急医療活動の要請

キ 防災関係機関への応急措置の要請

ク 二次災害の防止措置の実施

ケ 他県への応援要請